

令和5年

双葉町議会会議録

第2回定例会

6月13日開会～6月14日閉会

双葉町議会

令和5年第2回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (6月13日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
報告第6号から報告第11号までの一括上程	8
報告第6号から報告第11号	8
議案第27号から議案第45号までの一括上程	9
議案第27号から議案第45号までの提案理由の説明	10
陳情の委員会付託	13
一般質問	13
2番 小川 貴永 君	13
5番 菅野 博紀 君	15
1番 山根 辰洋 君	24
散 会	30

第 2 日 (6月14日)

議事日程	31
出席議員	33

欠席議員	3 3
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	3 3
開 議	3 4
議事日程の報告	3 4
議案第 2 7 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 2 8 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	3 6
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	3 7
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	3 8
採決の取消し	4 0
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	4 1
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	4 4
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	4 8
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	4 9
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	5 0
議案第 3 9 号の質疑、討論、採決	5 0
発言の訂正	5 4
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決	6 3
議案第 4 1 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決	6 4
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決	6 5
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決	6 6
発言の訂正	6 7
発言の取消し	7 0
発言の取消し	7 1
議案第 4 5 号の質疑、討論、採決	7 2
選挙第 1 号の上程、採決	7 2
陳情第 1 号の審査報告、質疑、討論、採決	7 4
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 5
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6

常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	7 7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7 7
議員派遣の件	7 8
閉 会	7 8

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

5 双葉町告示第 2 0 号

令和 5 年第 2 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 5 年 5 月 2 4 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 5 年 6 月 1 3 日 (火)
午前 9 時

2. 場 所 双葉町役場 議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和5年第2回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年6月13日（火曜日）午前9時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 報告第6号 専決処分の報告について
専決第5号 双葉町防犯・防災総合システム撤去工事請負契約の一部変更について
- 日程第6 報告第7号 専決処分の報告について
専決第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組合同約の一部変更について
- 日程第7 報告第8号 令和4年度双葉町一般会計継続費繰越しの報告について
- 日程第8 報告第9号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費繰越しの報告について
- 日程第9 報告第10号 令和4年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第10 報告第11号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第11 議案第27号 専決処分の承認について
専決第6号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議案第28号 専決処分の承認について
専決第7号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第29号 専決処分の承認について
専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第30号 専決処分の承認について
専決第9号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第31号 双葉町福祉計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第16 議案第32号 双葉町学校給食センター条例の廃止について
- 日程第17 議案第33号 双葉町図書館条例の廃止について
- 日程第18 議案第34号 双葉町歴史民俗資料館条例の廃止について
- 日程第19 議案第35号 ひと休み処ふれあい設置条例の廃止について

- 日程第20 議案第36号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第37号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第22 議案第38号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23 議案第39号 双葉町立小・中学校条例の一部改正について
- 日程第24 議案第40号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第25 議案第41号 双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結について
- 日程第26 議案第42号 町道路線の廃止について
- 日程第27 議案第43号 町道路線の認定について
- 日程第28 議案第44号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第45号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 陳情の委員会付託
- 日程第31 一般質問

2番 小川 貴永 君

5番 菅野 博紀 君

1番 山根 辰洋 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課長兼 郡山支所長	中里俊勝君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第2回双葉町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

○議長（伊藤哲雄君） ここで皆様に申し上げます。

5番、菅野博紀君については、本会期中、着座により発言することを許可します。

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番、山根辰洋君、2番、小川貴永君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月6日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から6月14日までの2日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 皆さん、おはようございます。令和5年第2回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

3月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

4月6日、双葉町立小・中学校合同入学式及びふたば幼稚園入園式を挙行いたしました。本年度は北小学校に1名、中学校に6名が入学、ふたば幼稚園に3歳児1名が入園いたしました。園児、児童、生徒の合計人数は、昨年度当初より2名少ない40名となりました。

4月18日、自由民主党東日本大震災復興加速化本部の町内視察、また6月3日には公明党東日本大震災復興加速化本部の町内視察が行われました。それぞれの視察の際に、各党に対して、今なお避難指示が継続している地域において一刻も早く町民がふるさとに戻り、震災前の生活を取り戻すことができるよう、町内全域の避難指示解除に向けた残る帰還困難区域における取組を加速させること、また第2期復興・創生期間以降においても、双葉町は本格的な復興、再生に向けた取組を加速することが必要であるため、移住、定住などのソフト事業はもとより、ハード、インフラ整備も含め必要な予算を確保し、十分かつ、きめ細やかな支援をいただくよう要望しました。

4月20日、双葉町放射線量等検証委員会を開催し、有識者6名の方に委員の委嘱状を交付いたしました。委員会では、昨年8月30日に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域における放射線量や、今後避難指示解除を目指す残る帰還困難区域への住民帰還の取組について委員の皆様からご意見、ご助言をいただきました。町としては、引き続き放射線量の低減状況等について委員の皆様にも専門的な視点から検証いただき、残る帰還困難区域の住民帰還に向けた取組を進めてまいります。

5月20日、町立幼稚園、小学校合同運動会を町立学校仮設校舎体育館で開催いたしました。これまでは新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、規模を縮小して開催しておりましたが、今回の運動会では園児、児童計28名のほか教員や保護者も参加する中、工夫を凝らした競技が行われ、笑顔と歓喜にあふれた運動会となりました。

5月29日、第1回学校設置検討委員会を開催し、学識経験者や町立学校関係者など7名に委員の委嘱状を交付いたしました。委員会では、町内での学校再開に向け、町の教育復興や再開時期の目標など、学校設置に関することを議論していただくこととなります。今後、町としては、よりよい学校施設と学びの場の提供が実現できるよう、委員会の意見を参考にしながら、学校設置の取組を進めてまいります。

昨年8月から、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域への住民帰還、居住に向けて、対象となる町民の方々に対し、内閣府と共同で帰還意向調査を実施してまいりましたが、令和5年3月31日をもって一つの区切りとし、調査の集計結果を町広報紙及びホームページなどで公表いたしました。調査に未回答の方に対しては、今後もお答えいただけるよう周知に取り組んでまいります。

また、6月2日には福島復興再生特別措置法が改正されたところであり、帰還意向調査の結果を踏まえ、住民帰還及び帰還後の生活再建を目指す特定帰還居住区域復興再生計画の作成に向けて、国や県、関係機関と連携して取り組んでまいります。

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針が9年ぶりに見直され、昨年12月に第五次追補が決定されました。これを受けて、東京電力では4月10日から追加賠償の請求受付を開始しておりますが、町としては、東京電力に対し、速やかな賠償金の支払いに向けて取り組むよう求めています。

また、今後も風評被害等、損害がある限りは賠償がなされるべきものですので、引き続き県や関係機関と連携して国及び東京電力に働きかけを行うとともに、東京電力が被害者の視点に立ち、誠意を持って対応するよう強く求めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、報告につきましては、6件となります。提出議案につきましては、専決処分の承認が4件、条例の制定が1件、条例の廃止が4件、条例の一部改正が5件、委託契約の締結が1件、町道路線の廃止が1件、町道路線の認定が1件、令和5年度補正予算（案）が2件、合わせて19件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） これで行政報告を終わります。

◎報告第6号から報告第11号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、報告第6号から日程第10、報告第11号までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号から報告第11号までを一括議題とします。

◎報告第6号から報告第11号

○議長（伊藤哲雄君） 報告第6号から報告第11号までの説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第6号 専決処分の報告について、専決第5号 双葉町防犯・防災総合

システム撤去工事請負契約の一部変更についてであります。令和4年11月8日、令和4年第5回双葉町議会臨時会において議決をいただきました工事請負契約につきまして、契約の金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第7号 専決処分の報告について、専決第10号 福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福島県市町村総合事務組規約の一部変更についてであります。田村広域行政組合が令和5年3月31日に解散したことに伴い、福島県市町村総合事務組合の構成団体の数を減少させること及び規定の整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

報告第8号 令和4年度双葉町一般会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和4年度双葉町一般会計継続費繰越計算書のとおり、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料及び双葉駅西地区住宅団地等整備事業業務委託料（第一地区分）の2事業、合わせて5,235円を令和5年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

報告第9号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費通次繰越しの報告についてであります。令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書のとおり、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業の1事業、2,031円を令和5年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。

報告第10号 令和4年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和4年度双葉町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、戸籍システム改修事業、前田・長塚線改良事業、戎川橋改良事業、消防施設整備事業、防災行政無線整備事業、中学校体育館改修事業の6事業、合わせて5億9,020万5,000円を令和5年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

報告第11号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてであります。令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、下水道管路施設修繕事業1億2,000万円を令和5年度へ繰り越す手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第6号から報告第11号までを終わります。

◎議案第27号から議案第45号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第27号から日程第29、議案第45号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第45号までを一括上程いたします。

◎議案第27号から議案第45号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第27号から議案第45号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第27号 専決処分の承認について、専決第6号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第9号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ5,431万円を追加し、歳入歳出予算の総額は190億6,701万1,000円となりました。

歳入は、福島再生加速化交付金基金繰入金の増により、繰入金に5,431万円を追加いたしました。

歳出は、商工費に双葉町産業交流センター整備事業の実績確定に伴い、国庫支出金の一部を返還するため6,080万円を追加し、予備費を649万円減額いたしました。

議案第28号 専決処分の承認について、専決第7号 双葉町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、町税の課税事務においても直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

議案第29号 専決処分の承認について、専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の課税事務においても直ちに所要の改正を行う必要があるため、双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

議案第30号 専決処分の承認について、専決第9号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

今回の補正ですが、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額は169億9,050万円となりました。

歳入は、新型コロナウイルスワクチンの令和5年度追加接種に係る事務費の財源として、国庫支出金に50万円を追加いたしました。

歳出は、新型コロナウイルスワクチンの令和5年度追加接種に係る事務費として、衛生費に50万円を追加いたしました。

議案第31号 双葉町福祉計画推進協議会設置条例の制定についてであります。これは福祉に係る計画の策定及び変更、福祉に係る計画の推進及び進捗管理等に係る事項について調査、審議を行う協議会を設置するため、条例を制定するものです。

議案第32号 双葉町学校給食センター条例の廃止についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査の結果及び建物、設備の経年劣化を踏まえ、施設として維持管理の継続が困難であると判断したことから、その用途を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第33号 双葉町図書館条例の廃止についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査の結果及び建物、設備の経年劣化を踏まえ、施設として維持管理の継続が困難であると判断したことから、その用途を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第34号 双葉町歴史民俗資料館条例の廃止についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査の結果及び建物、設備の経年劣化を踏まえ、施設として維持管理の継続が困難であると判断したことから、その用途を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第35号 ひと休み処ふれあい設置条例の廃止についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査の結果及び建物、設備の経年劣化を踏まえ、施設として維持管理の継続が困難であると判断したことから、その用途を廃止するため、条例を廃止するものです。

議案第36号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。新たに個人番号利用事務を追加するため、改正するものです。

議案第37号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律等の改正に伴い、地域経済牽引事業促進区域における課税免除の対象施設の設置期限を令和7年3月31日まで延長するため、改正するものです。

議案第38号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。令和5年度双葉町国民健康保険税の課税額算定に伴う医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率を改正するものです。

議案第39号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてであります。町立小・中学校の位置を福島県いわき市錦町御宝殿56番地に改め、双葉町内にある校舎等の用途を廃止するため、改正するものです。

議案第40号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてであります。幼稚園の位置を福島県いわき市錦町御宝殿56番地に定め、双葉町内にある園舎等の用途を廃止するため、改正するものです。

議案第41号 双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結についてであります。平成30年7月31日付で都市計画事業認可を受けた双葉町大字長塚地内の双葉駅周辺及び駅西地区住宅団地等整備事業（第二地区）に係る下水道整備工事及びその工事に必要な調査、測量、設計に関する業務委託契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財

産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第42号 町道路線の廃止についてであります。福島県復興祈念公園事業の実施に伴い、関係する町道を整理し、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第43号 町道路線の認定についてであります。福島県復興祈念公園事業の実施に伴い、関係する町道を整備し、道路法第8条第1項の規定に基づき認定するものです。

議案第44号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,010万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は171億60万2,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

国庫支出金は、子育て世帯生活支援特別給付金事業・事務費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増により、8,680万2,000円を追加いたしました。

県支出金は、福島県公立学校こどもの安心・安全対策支援事業補助金の増により、15万4,000円を追加いたしました。

繰入金は、公共施設整備基金繰入金及び東日本大震災復興基金繰入金の増により、2,313万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

民生費は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業費や子育て世帯生活支援特別給付金事業費の増などにより、9,924万7,000円を追加いたしました。

土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金の増などにより、1,291万円を追加いたしました。

教育費は、学校設置検討委員会支援業務委託料の増などにより、2,215万4,000円を追加いたしました。

また、債務負担行為に産業交流センターコンビニ什器費負担金を追加いたしました。

議案第45号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額は3億8,314万1,000円となります。

歳入は、一般会計繰入金に1,200万円を追加いたしました。

歳出は、喫緊の不明水対策を講じるため下水道総務費を800万円減額し、下水道維持費に2,000万円を追加いたしました。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

失礼しました。議案第39号でいわき市錦町御宝殿56番地に「定め」とあったものを「改め」と間違っ

て発言しております。「定め」に直していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

提案理由の説明を終わります。

◎陳情の委員会付託

○議長（伊藤哲雄君） 日程第30、陳情の委員会付託を行います。

今期定例会において本日まで受理した陳情は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告します。

ここで暫時休議します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時40分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第31、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号2番、小川貴永君の一般質問を許可します。

2番、小川貴永君。

（2番 小川貴永君登壇）

○2番（小川貴永君） おはようございます。通告番号1番、議席番号2番、小川貴永、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

原子力損害賠償について。原子力損害賠償紛争審査会で決定された中間指針第五次追補を踏まえ、東京電力は追加の賠償基準を示しましたが、その賠償基準に遅延損害金が含まれていないことは避難者の平等性を軽視していると思いますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2番、小川貴永議員の質問にお答えいたします。

1、原子力損害賠償について。原子力損害賠償についてのおたただしですが、原子力損害賠償紛争審査会は、これまでの指針に加えて、損害の範囲等を示すとともに、精神的損害の増額事由などを指針とし、今後の迅速、公平かつ適正な賠償の実施による被害者救済に資するものとした「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補」を令和4年12月20日付で示しました。

この中間指針第五次追補等を踏まえ、東京電力は令和5年1月27日、事故時点における生活の本拠地が大熊町及び双葉町等にあった方に対し、過酷避難分として1人当たり30万円、避難費用、日常生活阻害慰謝料として1人当たり100万円などの追加賠償基準を示しました。

当町では、昨年3月に原子力損害賠償に関する集団訴訟で中間指針を上回る複数の判決が確定した

ことを受け、東京電力に対し、全ての町民に水平展開するよう繰り返し求めてきたところであり、一定程度賠償にも反映されたところではありますが、議員ご指摘の遅延損害金に関しましては、訴訟により賠償額が確定した際、一般的には原告のみに適用される考え方であり、全ての対象者に水平展開できるか否かは大変難しいところと認識しております。

今後も東京電力に対しては、今回示された賠償基準は最低限のものであり、町としても決して満足できる結果ではないことをしっかりと訴えていくとともに、被害者の視点に立ち、誠意を持って対応するよう、県や関係市町村とも強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございます。

これは個人賠償ではなくて、要するに原賠審の第五次追補ですので、あくまでこれは双葉町全体に関わることなので、ちょっと説明させていただきますけれども、基本的には第五次追補というのは仙台高裁の賠償基準が基準になっていると思うのですけれども、これが東京電力で最高裁のほうに上告して、その上告が棄却されて、それで仙台高裁の基準というのがベースになっているのですけれども、これでちょっと比較させていただきますけれども、帰還困難区域、これが仙台高裁基準だと判決容認額が165万円、それで遅延損害金が99万円で、これが264万円トータルになります。これに対して今第五次追補のほうで130万円プラスアルファという形になります。

ちょっとのほかのところも言いますけれども、居住制限地域、避難指示解除準備区域、これが判決容認額が275万円、遅延損害金が165万円、合計で440万円。これが第五次追補になりますと280万円プラスアルファで、その次に緊急時避難準備区域、これは判決容認額が132万円、遅延損害金が79万2,000円で合計211万2,000円。これだと60万円から80万円プラスアルファになります。

先ほど、裁判のほうでなかなか難しいということ、町長おっしゃっていましたが、結局一般の方が遅延損害金を請求することというのも考えられるのですけれども、それに東京電力は応じない。この一般というのは何かというと、要は第五次追補の直接請求の方です、一般の方というのは。それでは、今も裁判をやって継続している方に関しては、あくまで裁判所の指示であれば前向きに真摯に検討するというのを言っているのですけれども、これも遅延損害金というのはかなり高額になるのです。結局双葉町だと帰還困難区域ですので、単純に考えて1人99万円で考えてください。5人家族で考えたら500万円近いお金、差がつくわけです。これは結局、実際仙台高裁まで12年以上たつてこの判決なわけですから、仙台高裁から今3年もたっているわけです。という中で、結局この現状を踏まえて考えると、私なんか、東電は何を考えているのだと思っているのです、はっきり言って。ですから、やっぱり東電から被害者の救済のために、被害に見合った提案というのをもっと東電のほうからも積極的に考えていただきたいなと思っているのですけれども、これに対してちょっと町、議会もそうですけれども、それでちょっと要望のほうを考えたほうがいいのではないかと考えているのですけれども、その辺ちょっと町長のお考えお聞きしたいです。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 小川議員の再質問にお答えいたします。

議員のお話している遅延損害金、こちらに関しては、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、基本的に裁判の原告の人たちに対応しているというふうな考え方であります。

一方、双葉町としては、この判決が確定した後に町としては水平展開、議会と連名で東京電力復興本社を呼びまして、速やかに水平展開をするようにというふうな申入れをして、行ってきたのはご存じのとおりであります。結果、今申請が始まりまして、今回の確定された賠償に関しては皆さんそれぞれ手続を進められているというふうな考えております。

先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、まずこの確定したものに関して、我々はそれで満足しているということではありません。これはあくまでも最低基準というふうに捉えておりますので、今後ともさらなる賠償の手続に対しては、町としても被害実情に見合った取組をしていくようにやっていきたいと思っておりますし、さらには最後の一人まで賠償を貫徹し、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、和解・仲介案の尊重を遵守し、被害者の生活再建が確実に果たされるよう、賠償を貫徹するよう引き続き強く求めてまいります。

そういったように、まずは今回の一つの判例として、賠償に対しては追加が認められたということでありまして、双葉町独自の状況、いわゆる避難指示解除が令和4年8月30日です。そういった判例を考えますと、双葉町に関してはまだその後のものに関しての賠償の請求をする考えとしておりますし、東京電力には既にそういうふうな要求の申入れも行っておりますので、今後ともまだ被害実情に沿った賠償の取組ということは継続して、町としてやっていく考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） ご答弁ありがとうございます。今町長おっしゃられたように、双葉町の現状というのはまだまだ大変なものですから、ぜひ賠償の要望等いろいろ考えてやっていただきたいなと思っております。

以上で私の質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 着座で失礼します。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、3月議会は体調不良のため欠席ということで、皆様にはご迷惑をおかけしました。

それでは、一般質問に入らせてまいります。

1、今後の双葉町について。現在、双葉町の復興に向けていろいろな取組が行われていると思っておりますが、今現在行われている取組と、これから取り組もうとしていることなどについてお伺いいたしま

す。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、今後の双葉町について。今後の双葉町の復興に係る取組についておたただしですが、まず当町は避難指示解除に向けて、住む拠点と働く拠点の整備として中野地区復興産業拠点と駅西住宅の整備を先行して取り組んでまいりました。現在も整備中ではありますが、中野地区復興産業拠点には本日時点で16件が操業を開始しているなど、復興に欠かせないものとなっております。今後も造成が進むほか、今月からは新たに造成が済んだ区画の公募も実施しており、新たな企業の立地を期待しております。

また、駅西住宅に関しましては、86戸を整備予定しており、現在のところ34戸を供用開始しており、多くの方に入居いただいております。残りの住宅につきましても、令和6年5月末には入居いただけるよう整備を進めております。駅西住宅地区内に本年2月には診療所も開設し、町民の方々から要望の強かった医療環境についてもお応えすることができました。

今後の取組についてですが、令和4年6月に復興まちづくり計画（第三次）を策定し、各エリアのまちづくりの方向性をお示ししました。その中で特に重要となる駅東エリアににぎわいを取り戻すために、商業施設の整備、駅東エリアのまちづくりがあります。具体的には、駅東の町有地を対象とした商業施設の整備に向け、現在、工事を進めるため設計の事業者公募を行ったところですが、今後出店事業者の公募を実施し、令和7年に整備が完了できるよう取り組んでまいります。

また、駅東エリアのにぎわい再生についても、基本構想を検討するために事業者公募を進めており、駅東のビジョンを多様な皆様のご意見を伺いながら取り組んでまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

今までの取組でちょっと気になることがいっぱいあるのです。というのは、結局補助金をもらって来ている企業ばかりなのです。双葉町のために来ましたよ、応援するために来ましたよということは、応援のためにというのは確かにすごいことなのですが、補助金が、何億円というお金が出れば、それは来ますよね。来て、そういうのではなくて、本当にやる気があるところは撤退とかを考えないで、もっと協力的になるのかななんて僕は思います。この前も何かすごい、入院中に何かいろんなあれがあって、開所式というのかな、何かあったようで、招待状が来ていましたけれども、そこも、名前は言わないですけども、双葉町のために我々は協力するために来ました。では、補助金10億円をもらって。そうではないでしょうと。もっと違う何かを欲しいですよ。地元は地元で、もっと地元業者に手厚くやってもらうことが一番かな。本当に入札のあれに入ってきた企業が今入札にも出られなくなってきたり、要は、動物で言うとハイエナみたいに、餌があるから来るというようなことは避

けないと、今後の双葉町はどうなるの。地元の人になるべく戻ってきてくれば、ある程度長くできると思うのです。それが、今後を考えたときに、そういうような方々がみんな来て、やってやっているのだよという感じではないですか。僕は個人的に新聞とかそういうものを見たときに思ったことが、ああ、補助金とかもらって、そういうふうに言わないで、やってやっているのだというふうにとったのです。やってもらっているのだ。やってやっているというのではなくて、本当に双葉町のために、ここを復興するためと思うのであれば、補助金なしで建てればいい。本当にやる気があるのだったらね。やっぱりそこは白黒をはっきりしてやらないと、いい格好ばかりして、来てくださいというのもちよっとおかしいのかな。悪くなったらすぐ撤退と言われると、双葉町としては重大な損失だし、補助金に対しても国もおかしいと思うのです。そこら辺、町長、今後の対策というのですか。

あと、物づくりとか、そういうものはありますけれども、やっぱり自分たちで使うものは地元でつくるのが一番だと思うのです。いろんな入札方法はあると思うのですけれども、やっぱり、本当に僕は、震災前に、町長が議員の時に僕は言ったことがあります。土建業者をつぶしてはならない。何とかしなくてはならない。万が一震災が起きたときに、本当にやってくれるのは大手企業とかゼネコンではない。地元企業の土建屋さんがいろいろやってくれる。実際にそうになりました。だけれども、今はどうかといたら、全然関係ないところが入ってきて、入札にも入って、入ったはいいけれども、入札は入れないとか、そんな現状もう起こっているの、今後やっぱり地元企業、やる気のあるところにはやっぱり行政としても、問題はあってもいいですけれども、なるべく地元でやっていただけるともっといい復興になると思うのですけれども、そこら辺町長はどういうふうにお考えなのか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えします。

中野地区にあります復興産業拠点、当然いろいろな企業が参入しております。補助金の制度、そういったものを手厚くするだけではなくて、地元企業もしっかりと参入できるような取組というふうなお考え、おたしだと思えます。それに関しては、当然事業再開補助金だったり、そういったものは町としても取り入れておりますし、そういうふうな取組はしておるつもりです。中野の復興産業拠点にも地元企業が参入して、再開をされている事業所が何か所かあります。これはほかで、補助金の額の大小によって参入する、しないというふうなことも、確かにそういうものを必要としないで参入をしていただくというのは一番ベストなことだとは思いますが、しかし、今の双葉の現状を見たときに、そういった優遇する制度がなければ果たしていろいろな企業の参入があるかということ、これは非常に厳しい状況だろうというふうにも考えております。当然地元の企業の参入というのは必要不可欠ですし、新たに町の復興、さらには再生をしていくためには多くの企業の参入というのは、これは町としては期待しなくてはならない状況になっているということも分かっていたきたいと思います。

今後、先ほど行政報告の中でもいろいろな話で出しておりますが、商業施設の再開とかそういったもの、当然町の事業の主体であります商工会などにもお声がけをさせていただき、参入をしていただ

くような取組というのは必要だと思っております。それはルールにのっとって当然やるべきものでありますから、商工会の参入も必要であると思っておりますし、ほかから参入する企業もしっかり公募して、該当するものは参入をしていただくような形になると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 現状では小さいところというのは、中小企業と小規模事業者というのが参入できるようなあれではないと思うのです。状況ではない。大手はできる。それは何でかという、大手はやっぱりいろんな部分、店も出せるし、工場もある。それだけの投資もできるわけです。中小企業というのはそこだけで何とかしなくてはならない。そこだけで食べなくてはならないです。そこだけで家族食べさせて、従業員食わせなくてはならないわけですから、それが震災前には、原発事故の前にはちゃんとなっていたわけですよ。それがなれなくなっている、だからそういうところにはやっぱり補助金とかそういうところを手厚くしないと、逆に参入してきているほうが補助金はいいのです。最低補助金も3分の2で上限1,000万円とか、そういう面では全然、地元が復活するような土台には置かれていない。本当に、例えば私が商店やりますよといっても、今のあれで採算ベースが取れるかといったら、取れないです。取れないからどうするのかといったら、できないです。大手のスーパーとかそういうふうに、車でただ売りに来ますかといえば、それにも資本がかかります。資本がかかると、やっぱり一個人では、小規模事業者ではできないというのが現状です。それを無理やりやれというのは、破産しろと言っているのと変わらないので、そういう話をやっぱり進めていかないと、大きいところが大きくやる商売ができる場所はないのです。だけれども、やっぱり商店というのは、本当に東京でも下町ではまだ商店がいっぱいあります。福島にも商店いっぱいありますよね。そういう商店で、なれ合いとかそういうのがありながら、商売できるような場所にしないと、大手大手で持っていくと、なかなか厳しいのかな。

かといって、この人口では、多分コンビニ調査に何件か双葉町に入っていますけれども、みんな駄目だったはず。そのくらい、市場調査では、この町は原発事故で駄目にされた町なのです。それを前の形に戻せるように努力はしてほしい。どんな格好でもいいよ。

僕が心配しているのは、そういう補助金とかそういうので最初来るではないですか。来て、大型スーパーがよく昔言われたのは、売れるときには来る、撤退も早い。もう売れないよとなったら、撤退も早いわけです。そしたら、そのときだけよくて、あと小規模事業者が出すようなベースにはもうならない。

そういうまちづくりというのも考えてもらって、本当、大きいまちづくりもいいのですけれども、やっぱりこつこつと小さいところからやっていけるようなまちづくりをちょっともう一度見直してもらいたいな。今の形は形でいいのです。小さいものも並行でやっていけるような、そういう協力体制がちょっと、ちゃんと取れば、そういう商店とか、そういうところもやっていけるようなまちづ

くりができるのではないかなと思います。

それで、僕は、我が町双葉と言うとあれですけども、ここは観光資源がすごいのです。海は駄目だと言うけれども、今、海最近行っていますか、皆さん。見ていますか。すごくきれいです。あそこの観光資源は、水だって100選に入るぐらいきれいなところで、汚染水を出すと何か何とかと言っていますけれども、では入らないのだったら、見たらとか。そういう面では、山もきれいだし。

ちょっとだけ触れれば、カーボンニュートラルとか、ちょっといろいろ前に話したことがありますけれども、環境省にも話しましたけれども、そういうような里山とかカーボンニュートラルとかいろんな事業をくっつけてやることによって山の整備もすれば、山もきれいです。きれいになると思うのです。そうしたら、世界で言えば本当に、除染をしてちゃんときれいに、都会化ではなくて、田舎でちゃんと残った町にもなると思うし、あと原発と言ったらあれなのですけれども、要はこの除染作業も世界が見ていますよね、廃炉作業も。そういうのもやっぱりビジネスチャンスはあると思うのです。だから、あまり焦らないで、国にけつをたたかれている状況ですけども、町をもうちょっとゆっくりというのもひとつありかなと思うのですけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのかお伺いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まず、町の企業も含め、中小企業の皆さんに関しては、町の復興に欠かせない制度を活用しながら、大手と共存できるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

また、今町として、戻ってこられた町民の皆さん、さらには移住をされた皆さんの何が不便なのか、何を求めているのかというのを把握をしながら進めている取組をしております。

1つとして、令和7年度にオープンをさせたい商業施設、こちらに関しましては当然公募型ということになりますし、そういった部分では町の商業施設、いわゆる商工会の皆さんに参入をしていただきたいというふうに考えております。しかしながら、産業交流センター内のいろいろな施設に関しましても、一番先に商工会のほうにはお願いをしておりますが、残念ながら参入はなかったというのが現状であります。

そういった部分で、菅野議員言われたように、再開をするためのいわゆる危険性、そういったものは当然あると思っています。ただ、一方では、同じようなリスクを持ちながら、それでも私はやりますよという、事業をする人たちもいます。そういった方たち、公平にお話をして、当然町のもともとやっていた方たちが参入をしていただければ我々としてもありがたいですし、それは当然町としても支援をしていく考えであります。いろいろお声がけをさせていただいた中でも、残念ながら商業に関しては今のところ皆無というのも現状です。ただ、それで諦めるということではなくて、いわゆるコロンプスの卵のように、鶏か卵かという話になります。人がいないところに商業施設をやって採算取れるか、成功するのかという、これも非常に厳しいことになるだろうと。ただ、一方では、そう

いった施設を造らなければ人は来ないのです。何も無いところに人は来るわけありませんから、そういったものをやることによって、いわゆるそういうふうな考え方のところが重要になってくると思っています。

一方、町では人がいませんから、コンビニができない、商業施設ができない、飲食店ができないというふうには考えておりません。いないところですけども、そういったものを立ち上げることによって人を呼び込むという取組というの、そのことが大切だと思っておりますし、それを今後思い切っってやっていきたいというふう考えております。

先ほどコンビニの話も出ましたけれども、今年8月によろやく、時間はかかりましたけれども、産業交流センターのほうにオープンする予定でありますから、よろやく双葉町にもコンビニができるという一つの明るい報告になると思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

では、2番の学校施設について。先日の報道で、町内の学校新設へ向けての学校設置検討委員会が開催と記載がありましたが、なぜ今頃なのか。学校施設検討委員会の結論はいつ頃までに出そうとしているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

（教育長 館下明夫君登壇）

○教育長（館下明夫君） ただいまの5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

2、学校施設について。学校設置検討委員会の開催がなぜ今頃なのかのおたただしですが、昨年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、居住が開始されたタイミングで、町で生活する方の帰還率など現状を把握した上で開催する必要があると考えておりました。

本年2月に開催した総合教育会議において、学校設置検討委員会の設置と5月中に第1回の会議を開催する方針を決定し、3月15日の議会全員協議会においてその旨を説明させていただき、了承を得ましたので、よろやく町内へ戻っての学校再開へ向けての議論、検討ができるスタートラインに立ったと思っております。

また、結論はいつ頃まで出すのかというおたただしではありますが、今年度中を目標に基本構想をまとめる予定であります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今日上程された議案の中には、学校の住所移動と、取り壊すための議案がいっぱい上がっていますよね。だけれども、いろんな検討委員会ができて、その検討委員会の中で、子供たちの意見で中学校とかそういうところを利活用というのあったはずなのです。

それで、ちょっと違うところなんですけれども、そういうものを、双葉町の将来を考えて子供たちが、何で壊してしまうのというような話があります。やっぱりこれは執行部とか教育委員会だけの、

建物は町のものですけれども、これは町民にもちゃんと説明をしないとまずいと思います。後で何かあるからとか、うまくやるから。それで、昨日国会でやっていたのですけれども、増税するときに、税金を上げませんと言って、ステルス戦闘機のように、選挙が終わったらすぐ上げる。結局納得するかどうか分からないようなことなのです。残してほしいと言ったら、だけれども我々には町長からの前説明がありました。クラックが入って、改修費のほうが高くつく。それだったら新しいほうがいいという話も分かるのですけれども、思い入れの部分があると思うのです。その思い入れの部分、せつかく委員会をつくって、その人たちが言ったことが全然、説明もなしにこうやって進んでいくと、言うだけ無駄だというの。混ざるだけ無駄だ、来るだけ無駄だと僕は思います。だけれども、実際に言って、教育長、これは町民の財産ですから、やっぱりそれに責任はあると思うのです。壊すことを決めて、学校設置検討委員会。双葉町に帰ってくると決まったときに、もうできていなくてはならないのです、普通だったら。その結論的に言って、結論で、まだ早いでしょう、何人帰ってくるか分からない。では、当面5年間見ますかとか。その間は、双葉郡で話し合ったように、今までどおりに、いわきにうちの学校があるではないですか、双葉の学校が。では、双葉郡の人たちはいつでもいいですよとか、そういうような対策をしますよという説明のほうが優しいと思います。大体このくらいになりましたと人数がある程度決まったら、ちょっと大きめに造ってやるのが普通ではないですか。だって、いわきで造ったときには50名分ぐらいですよ。定員50人ぐらいの学校ですよ。それ、いっぱいいっぱいだったのではないですか、実際。いっぱいいっぱい、定員オーバーしているのではないかと思うぐらいのあれが来たのだから、それはもう一回経験しているので、やっぱりやるべきだと思うし、あと、給食センターもそうですよね。こっちの持ち物というか、そうだと思うのですが、あの給食センターは一回も使っていません。あれを壊してしまったら、今いる人たちが今後震災があったときに、どこで御飯を作るのですか。どこで炊き出しを作るのですか。役場にその機能はあるのですか。だから、せめてそういうふうなことができるように、教育委員会って、学校というのは大抵避難場所になっていますよね。双葉の学校はみんな避難場所です。震災があったときに避難する。どこに避難するのかなと思うのですけれども。そういうことを何も考えないで壊すとかそういうふうになってしまったら、全然整合性が取れないし、何のための検討委員会なのか。議題がしっかりしていないのに検討委員会。予算の無駄だと思いませんか。

だから、やっぱり学校施設に関しては、これは教育委員会って教育長に出したのですけれども、これは両方なのです。本当、役場が持ち主、建てるとかそういうのは執行部なので。だから、実際はこれを壊してしまったら、避難場所とか何も無いのに、今後の学校再開のめども全然つかない中で、何のための委員会なのですか。ただ集まって、それだけの委員会だったら要らないのではないですか。

だから、俺、いつまでに、いつ頃までに結果を出すのですかとかというのは、もう今頃出ていなくてはおかしいです。こうこう、こういうことがあるので、いついつまでにします、避難場所はこういうふうになります。例えば、学校だったら、隣町との協定を結びましたとか、炊き出しはどこ

この、例えばスーパーにお頼みしました、協定を結びました。前はセブンイレブンとかそういうのは多分協定を結んだと思うのですけれども、今双葉町で協定を結んでいるところはないと思うのです。そういう意味で言ったら、今施設的には、学校施設は何とか残さなくてはならない時期なのです。だから、交渉してでも何しても残さなくてはならないのではないのですかということはこの前申し上げました。

それで、学校施設として、学校を再開するかどうかというのは、だって今までやる気ないみたいな話です。いわきに持っていったら、いわきですっとやってください。

俺もちょっと調べた。こんな事例、双葉の学校がこんなことがあったって、住所をほかのまちに移すなんていうことないですよ、普通。あり得ないです。特例というものを国に認めさせないと、これは本当、やっていくことがおかしくなると思うのですけれども、その後あっちに住所があったら、双葉の子はいわきに通わなくてはならない。今ここに現時点住んでいる子だって、今のままだったら分かります。あっちへ住所があったら、双葉の学校なのだから、あちらに通うのが本当は筋になってくるのではないですか。そんなことはできないから、浪江さんとかそういうふうにお世話になっているのだったら、せめて本当に住所は移さないで、今後の学校のことはどこら辺まで決まっているの、教育長。再開するのか、しないのかを含めて答弁してください。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） ただいまの菅野議員の再質問にお答えします。

まず、一番最後の質問から私のほうで答弁します。再開するのか、しないのか。再開します。その方向で学校設置検討委員会を立ち上げさせていただきました。

そして、その前段にいろいろご指摘ございました。ちょっと私メモした中で、順番にきちっと前に戻って話をしたいと思いますが、一番最初に、まだ帰還困難区域であったとき、町民、全町避難であったときに学校の在り方検討委員会を立ち上げさせていただきました。それぞれ学校施設等確認させていただきました。図書館も歴民も、給食センターはもちろんです。全部教育委員会が管轄する公共施設については検討委員会の皆様に入ってもらい、もちろんそこには専門家の建築関係もおります。それで、菅野議員も前にご指摘していましたが、クラックが入っていたり、最終的には半壊ということで、全部そういう、結論は達したと思います。

それで、あのとき、一つだけ、もし双葉町が戻れて、学校が町で再開できるような状況になったときには、今現在の既存の幼稚園、小学校2つ、中学校、その学校施設を使っただけの学校再開はない。それは厳しいということでの判断でありました。

では、その後それをどうするのかというのは、これから町のほうで復興まちづくり計画、第三次計画ですね、そこのほうでいろんな形で専門の方たち、それぞれの課のほうからも含めて、そして話を進めてきたところでございます。

そこで、先ほど答弁でも申し上げましたように、やっとのことで、11年5か月ぶりに特定復興再生

拠点区域の避難指示解除がかないまして、そして具体的な話合いができるフェーズになったと私は考えております。ですから、今年度中にその方向性というのは、基本構想も含めてですが、教育基本構想も含めてですが、それをお示ししたいな、そんなふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは本当は町長にも答弁もraitたいですけれども、今日は教育長に質問しているので、町長も聞いているのではっきり僕は言うと、やっぱり町のトップが、例えば8町村とか、近隣町村とか、標葉地区とかありますよね。そこで一緒に学校施設とか。これはちょっと間違ったら止めてもらって結構なのですけれども、今まで、震災前ってここら辺は原発があって、隣の町が体育館を造ると体育館を造る、野球場を造ると野球場を造るとかやっていたのですけれども、これからは協力していく中で、例えば学校でも3町で合同で造ってもいいわけですよ。今までなかったような形。あるものを、子供も少ないのであれば、多くなってくるまではそういう形ですとか、そういうのも含めて考えないと、これはまずいと思うのです。ただ本当に議論ばかりしていて、何も進んでいない。何も進んでいなくて、在り方検討委員会とか学校設置検討委員会とか、検討委員会、検討委員会で。ただ検討しているだけで、何も決まっていらないのではないですか。もう震災から十何年たっているのです。ましてや双葉町も役場は戻ってきている。その中で検討委員会で今年出しますよではなくて、お題目が問題なのです。お題目は、勝手にある程度決めて、もう検討委員会でやっていますけれども、どういう形がいいかということ、やっぱり案を出せるような委員を選ばないで、そういうふうにやっていくから、今までの形です。双葉町で造ります。それで、いや、参ったな、学校の住所どこに持っていくかなと、こういうふうになれば、今度いわきに持っていくとか。そうではないでしょうと。それであれば、文部省とかそういうところ相談もちゃんとして、逆に言えばトップ、設置者はあくまでも町長、学校施設は。教育長ではないですから、設置とか、建てたり置いたりするのは。

だから、そういうのをやっぱり教育長、町長と話してもらって、ほかの教育長、町長とも話し合っで、今自分たちの町で一番合っている形をつくるべきではないですか。それで人が増えてくれば、では各町でとか将来段階制でいかなかったら、建てて、人がいなくて大変だ、先生のほうが多いとかなるのであれば、段階制というのも考えてやっていかなかったら、案がない中でやってしまっても予算ばかりがかかるわけですよ。それだったら3町で一緒にお金を出し合っで、保護者にとってもいいし、変な話、中学校はどこどこ、小学校はどこどこ、幼稚園はどこどこというふうな形とか、例えばの話です、そういうふうにはやらなかったら、1町で賄い切れるような、多分建物を建てて、維持して、先生たちの給料を払ってというのはなかなか難しいのですけれども、頭のいい人たちはそのくらい浮かばないのかなと思うのです。みんなで一生懸命出し合っでやれば、それで済むこともあるのです。本当、こういう形になったのだから、こういうふうにやりましょうよという案を出し合いながらやっていかないと、もう最初から、うちの町で学校を造ります、どうしましょう。そこに、一つの町の中で何とかしなくてはならないという、頭の中でもう決まっているのではないですか。そしたら、建て

る。建てたら幾らかかる。予算を取る。どうするとなっていくと、議会に来る。オーケーですよ。将来、いや、大変だな。予算面では大変ですよ。今後交付金がなくなれば、町の運営というのを考えたときに、それは教育委員会もみんな考えなくてはならないと思う。そのときに、ちょっと負担金とか、そういうふうに3町でやったり、2町でやったりとか、いろんな考えがありますけれども、同感してくれるような町と話し合うということも一つの手です。それがうまくいくか、いかないか分からない。分からなくても、一歩歩み出す。いい案がもっと出るかもしれない。

だから、検討委員会、今まで僕もいろんなあれを見てきた中で、お題目を出し過ぎなのです。学校の造り方、双葉町だけではないです。ほかの委員会もそうだけれども、そういうふうな考え方で、ちょっと教育長、もうここまで遅れたらしょうがない。今年中なんて言わないで、二、三年遅れてもいいと思うのです。遅れたら、よりいいものを造ればいいと思うので、そういうお考えはあるのか。お題目と言ったらあれだけれども、殻を破った教育改革とか、そういうふうな方向性に考えてもらえるのか。ちょっとこれ、本当は町長の答弁をもらいたいのですけれども、今日は教育長に出しているの、9月にでも出しますけれども、設置するときの話で出しますけれども、今日、取りあえず教育長、答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、菅野議員の再々質問にお答えいたします。

何点か、大変いろんな意見をいただきました。ありがとうございます。それも含めての設置検討委員会というあれですけれども、確かにいろいろ、隣町では、今どんどん進めているところもありますので、それを参考にしながらということも含みます。しかも、私が答弁しようと思ったことを菅野議員が言っていただきましたが、今本当に子供はどのくらい戻るかとかそういったもの、全く私としても把握できていません。ですから、学校の規模とか、そういったものに関しては本当にこれからだと思えます。でも、私がいつもいろんなところでお話ししているのですが、やっぱりまちづくりは人づくりということで、やっぱり教育が果たす役割というのは大変大きいものがあると思えますし、現在の双葉町は、先ほど来、菅野議員の町長に対する質問とか何かも含めて、まちづくりについて今どんどん進めているところだと思えますので、もう復興元年とも言うべきステージに立っていると思えます。ですから、この教育復興と地域復興の相乗効果を生み出すために新たな学校設置に取り組んでまいりたいと思えますし、よりよいものを造るというのは本当に私も同感でありますので、議員の皆様からもいろいろご意見をいただいたり、またはこれから進んでいく中で、その方向性とかそういったのは全協とかそういうところでご報告しながら進めてまいりたいと思えます。ぜひ応援よろしくをお願いします。

○5番（菅野博紀君） これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

(1番 山根辰洋君登壇)

○1番(山根辰洋君) おはようございます。議席番号1番、通告順位3番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、ふるさと納税を活用した町のブランドづくりについて。民間事業者や住民の取組を後押しする仕組みとして、ふるさと納税を活用した地域活性化の枠組みを検討できるのではないかと考えられますが、ふるさと納税に関しての町での取組の状況や、町の魅力のブランディング、原子力災害でしみついた負のイメージの払拭、さらなる投資の町への呼び込みの観点も踏まえた今後の活用方針について伺います。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、ふるさと納税を活用した町のブランドづくりについて。ふるさと納税を活用した町のブランドづくりについてのおただしですが、ふるさと納税につきましては、これまでも全国の皆さんから多くの寄附をいただいているところであります。直近5年間の平均では、年間94件、515万円の寄附をいただいております。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税は全国の自治体が財源確保に向け積極的に制度の運用を実施しているところであり、現在町でも関係部署においてふるさと納税制度の運用方法、また返礼品の取扱いなどについて検討を進めているところです。

ふるさと納税が町の財源確保だけでなく、町の魅力を発信する有効な制度であることなどから、これまでも発信力のある方を町内視察案内するなど情報発信に取り組んでおりますが、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故から立ち上がり、一歩ずつ復興の歩みを進める双葉町を応援していただける契機となるような返礼品について、町内事業者などの関係機関とも調整を図りながら、積極的な活用に取り組んでまいります。

○議長(伊藤哲雄君) 1番、山根辰洋君。

○1番(山根辰洋君) 再質問させていただきます。

ちょっとブランディングという観点で今回質問させていただいているところでもあるのですが、やはり寄附をするという行為が、今94件で500万円以上の寄附をいただいているということで、本当にありがたいお話だなというところで、一方で、これだけの寄附をいただいているというところのしっかりとした発信みたいなところもすごく重要なのだろうなと思っていて、ぜひ何か、こういった既に寄附をくださっている皆さんへ情報を発信することで、しっかり双葉町がそういったお金の活用をしてくれているのだなというのを分かりやすくするというのもひとつ必要ではないかなというふうに思っているところです。

もう一つが、先ほどちょっとスモールビジネスというか中小企業の話も出ていたと思うのですけれ

ども、やはり双葉町を、にぎわいをつくっていく方たちというのは、中小のビジネスオーナーが一番発信をして、商品を作って、対外的にも販売していくというようなことがすごく起きていくことが町の魅力であったりだとか、ブランドづくりに寄与するのだろうなと思っていて、一方で、そういう中小企業であったりだとか、スモールビジネスというのはなかなか、やはりこの環境下で成功させるというのは非常に難しいというのは私自身も痛感しているところでもあるのですけれども、そういったふるさと納税の仕組みを町としてやっぱり整備することがそういった中小の支援にもなるのではないかなと思っていて、この辺り、そういった観点で今後の整備をどういうふうに検討されているかというところをもう一度何かお聞きしたいなというのがあります。

もう一点、企業版ふるさと納税という仕組みが同じくふるさと納税にはあります。これは、個人ではなく企業がふるさと納税をすることで、寄附や人を派遣してもらって、地域の活性化を、寄与してもらおうと。さらに、ここは行政だけではなくて、地域計画の中にひもづくプロジェクトであれば、民間の事業者にも派遣ができるというふうな認識でもいるので、こういったことが活用されることで、地域の事業者さんが新しく取り組みたいことに対して、外の支援を受けながら、それがひいては外の企業からすると寄附控除になっていくと、そんなようなこともあり得るのかなというふうには思っていて、その循環を生むことで非常にポジティブなイメージを町としてつくっていくことができるのではないかなと思っております。

一方で、それをやるには地域再生計画というのが、地方創生事業というところですか、というのを町で計画をつくっていかなくてはいけないということがあるので、ぜひこの辺の計画づくりというところもうまく、1つ目の観点のところも踏まえてつくっていくことはすごく重要ではないかなと思っておりますが、ぜひ何かこの辺りの観点を踏まえてもう一度今後の検討を、こういった計画をつくる可能性はあるかということも含めてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

まず、中小企業のいろいろなそういった取組に対する支援、これは当然していかなくてはなりません。今まで決まったスキームというか、そういうふうな支援の形態というのは大体固まってきておりますので、新たなというのはなかなか難しいとは思っています。ただ、それで何もしないのでは、また結局元の木阿弥になってしまいますから、国、特に復興庁にはこういうふうな取組に関しての町としての要望というのを展開して行って、結果が出るような取組をしていければと思っております。

また、再生計画のお話もありました。それに関しては、今後、まだ取り組んでいるわけではありませぬけれども、積極的にその取組を進めていくようにしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。検討していただけるということで、今後、もちろんこれは時間がかかることだと思っているので、じっくり、今いる事業者の皆さんというところと、

今外から関わって、関係者と、出身者でありながら外から関わりながら商品を作っている方もいたりだとか、先ほど視察といった形で、役務で返礼品を作ったりとか、そういったこともできるというふうにあるので、そこでうまく循環をつくることで町のことが発信されることになると思うので、ぜひ検討いただきたいなというところでした。

もう一点、このふるさと納税の仕組みとして、クラウドファンディング型みたいなのところもあったりして、そうすると起業する人に対する支援みたいなことも、そういったふるさと納税を使ってできたりもするところもあるので、移住者受入れとか、そういった文脈にも活用できるのかなというふうには思っていますというところだったので、ぜひこの辺り、中小企業のランニングに貢献するというふうには思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。今ちょっと後段が長くなってしまいました。失礼しました。

2番の質問に行きたいと思います。2、住民活動を支える中間支援組織の必要性について。町内居住を開始した住民においては、行政区等の住民自治の仕組みが曖昧な中、どのようにコミュニティ形成を図るのがよいか思案している状況があります。また、町外に避難している方々においては、自治会の解散や担い手不足、長期避難により町との関係性が希薄になるなど、コミュニティの維持が難しくなっています。ほかにも伝統文化等の住民活動の継続や、行政区で管理していた文化財の保全など、地域組織における課題は山積しています。

これらの特殊で複雑な当町の現状において、行政と地域の間に入り、コミュニティや住民活動の支援、コミュニティ同士の接続及び新たな枠組みの検討など、住民活動を支援しながら課題解決できるような中間支援組織が必要ではないかと考えられますが、その必要性について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 2、住民活動を支える中間支援組織の必要性について。住民活動を支える中間支援組織の必要性についてのおただしですが、町では現在まで町民同士の絆の維持やコミュニティの形成に資するため、いわき市、郡山市及び加須市での町民交流施設の運営や、いわき市内において復興公営住宅等に入居されている方の日常生活を支援するため、移動手段を持たない入居者等の商業施設や医療機関、町民交流施設などへの移動支援を行うコミュニティ支援バスの運行、さらには県内外の自治会への運営費の補助など、町外に避難されている町民に対するコミュニティ支援に取り組んでまいりました。

町内居住者のコミュニティ形成や住民活動の支援につきましては、町にお住まいになる皆さんが生き生きと生活される上で重要なことであると認識しております。具体的に現在町として取り組んでいる活動としては、町内イベントや集会に居住者の方が参加いただいた際や、巡回訪問の場での町職員との意見交換、また役場窓口で担当職員が町民の方のお話を直接お聞きしてニーズを把握するなどが

挙げられ、個別にご意向などをお伺いすることでニーズの把握を行い、支援につながるように努めているところです。支援の方法などにつきましては、今後の町内居住者の人口動態や、年齢、性別などの階層の割合、また帰還者と移住者割合など対象者の傾向分析を行うとともに、住民の皆さんのご意見も伺いながら、議員おただしの中間支援組織など町内コミュニティ支援の在り方について、先行自治体の好事例なども参考に検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今ニーズを聞いていますというところの段階であったり、その受け止めは町の窓口でというところで伺ったところかなというふうには思っています。

一方で、やっぱりこの復興、復旧、町長よくおっしゃいますけれども、マンパワー不足という中で町が対応していくというところの、全て対応していくというのは難しいというのは現状私も認識しているところでもありまして、何かNPOみたいな形で、しっかりと何かそういった機能を外に出していきながら、そういった中間支援組織があることで雇用にもなったりだとか、やっぱり住民のコミュニケーションがすごく丁寧になったり、そこからみんなで課題解決に向かって共に歩いていくような、そんなようなコミュニティ形成になっていったりだとか、そういったものができるのではないかなと思っています。

その中で、私自身もそういった立場で双葉町に来たのが経緯としてありますけれども、復興支援員という制度が、まさにその辺りが一番活躍できるフィールドなのではないかなというふうには思っていて、正直今、ホームページ上とかでもコミュニティのアンケートを今出されたりもされていて、この辺りで活動されているのは何となく把握はされているのですけれども、まず1点、このアンケートを今後生かして、何かそういった復興支援の活動がどういうふうに展開されていくのかというのをお聞きしたいなというところと、何かコミュニティ支援という役割があるという理解なのですけれども、ちょっと今、現状活動が見えてこないなので、ぜひこの辺をお聞きしたいなというところが再質問でした。

よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

昨年度、町民を対象としたアンケート結果において、「帰還を決めている」、または「帰りたいが、今は帰れない」と答えた方のうち、45.4%が町内での生活に当たって新しいコミュニティができるか不安と答えております。町民の方が帰還しやすい環境づくり、また双葉町に移住を考えている方が安心して暮らしていただくためには、帰還した町民と移住した方同士のコミュニティ形成が大変重要だと考えております。現在町内に居住している移住者の方も含め、様々な機会を通じてご意見を伺いながら、どのような方法がよいか考えてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今町長、答弁でいただいたアンケートの部分、私自身もすごく気になったところで、外の、やっぱり今避難されている方が戻ってきたときに不安であるという文脈と、一方で今私は居住していて、駅西の住宅の皆さんのコミュニティにも混ぜていただいている状況なのですけれども、皆さんもどういうふうに仕組みをつくったらいいか分からないという、結構、外の皆さんもそうですし、受入れ側の今の住んでいる方も、行政区とか、そういった条例がはまらないところもあったりして、どういうふうにつくるのがベターなのかみたいなのところも、住民の皆さんだけで悶々としているという状態があったりして、やっぱりそこをうまく、これは私自身も議員という立場でやらなければいけないなとも思っていますし、もちろん、ただそういった、なかなか一人で動いていても難しいところがあるので、そういう組織があると、そこと連携しながらいろんな取組を形にしていくというのもできたりすると思うので、ぜひ何かこういったことをベースにしっかりと、今ある既存の仕組みでもちょっと工夫して形を変えればできることもあるのだろうなというふうにも思うので、ぜひ何かその辺りを検討していただきたいなというふうには思っています。

あと、このアンケートを見て、回答者は450名程度だと思うのですけれども、結構広域に、本当、いろんな場所からの回答をいただいている、逆に何か、この回答をいただいているということが僕自身はすごくいいものなのではないかなと思っていて、遠くは福岡県からも回答いただいたりとか、やっぱり何か町とのつながりを保ちたいという、復興庁のアンケートのとおり、やっぱり何らかこういったアクションがあることで、ちょっと個別事象にはなってしまうと思うのですけれども、少しでも町が気にかけてくれることで、町に来てみようかなとか、帰ることを考えてみようかなとかということが気持ちの中で変化がある可能性もあるなと思ったので、その辺りを今の復興支援員も含めてうまく活用して、接続していただけたらなというふうには考えておりますというところでした。ぜひ何かその辺りの、ちょっと今ある枠組みでどういったことができるのか、どういったことが検討できるのか、ぜひ最後、もう一度ご答弁いただけたらうれしいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えします。

まさに今山根議員からお話の中で、駅西住宅の皆さんとそれ以外に居住されている皆さんで自治会的な組織づくりということで、私も話を伺っております。何度か私もそこに、町長としてということではなくて、一町民として参加をさせていただいて、戻ってきたら戻ってきたなりのいろいろな問題というのは、私も皆さんの話を伺って、ある程度把握しているつもりです。

一方で、旧来ありました行政区、ここの兼ね合いというのは、非常に今後取組というのは難しいなということも考えております。そういった部分では、今現在できることとしては、今現在住んでいる住民の皆さんの組織として立ち上げていただいて、だんだんに住民も増えてくる傾向にありますから、そういった場合にはまたその組織を1つということではなくて、ある程度話合いの中で分かれていくというのも必要なのかなと。特に住んでいるからこそ、こういう問題が提起されます。そういっ

たものに関して、私も実際にそこに参加をさせていただいて、聞くことによってより具体的に柔軟な対応ができるのではないかなというふうに考えておりますし、私も9月には完全に戻ってこれる状況になると思っていますので、そういった部分では私もその自治会に参加をして、皆さんの意見を聞きながらしっかりと取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時54分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和5年第2回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年6月14日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第27号 専決処分の承認について
専決第6号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第2 議案第28号 専決処分の承認について
専決第7号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第29号 専決処分の承認について
専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第30号 専決処分の承認について
専決第9号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第31号 双葉町福祉計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第6 議案第32号 双葉町学校給食センター条例の廃止について
- 日程第7 議案第33号 双葉町図書館条例の廃止について
- 日程第8 議案第34号 双葉町歴史民俗資料館条例の廃止について
- 日程第9 議案第35号 ひと休み処ふれあい設置条例の廃止について
- 日程第10 議案第36号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第37号 双葉町税特別措置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第38号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第39号 双葉町立小・中学校条例の一部改正について
- 日程第14 議案第40号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第15 議案第41号 双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結について
- 日程第16 議案第42号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議案第43号 町道路線の認定について
- 日程第18 議案第44号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第45号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 選挙第1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第21 陳情審査報告
陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書

- 日程第22 発委第 1号 双葉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第23 発議第 5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学
支援を求める意見書案
- 日程第24 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第26 議員派遣の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
副町長	平岩邦弘君
教育長	館下明夫君
総務課長兼 コミュニティ センター所長兼 秘書広報課長	橋本靖治君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	朝田幸伸君
農業振興課長	中野弘紀君
建設課長	藤本隆登君
住民生活課主幹	岩本裕司君
健康福祉課長	相楽定徳君
会計管理者	志賀寿三君
教育総務課長兼 生涯学習課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	石上崇
書記	土屋美香

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第27号から日程第19、議案第45号までは全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第27号 専決処分の承認について、専決第6号 令和4年度双葉町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第19款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第27号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第27号は承認することに決定しました。

◎議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第28号 専決処分承認について、専決第7号 双葉町税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第28号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第28号は承認することに決定しました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、議案第29号 専決処分の承認について、専決第8号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第29号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第29号は承認することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、議案第30号 専決処分の承認について、専決第9号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳入に入ります。

第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第30号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第30号は承認することに決定しました。

◎議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第31号 双葉町福祉計画推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第31号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、議案第32号 双葉町学校給食センター条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 学校給食センターは一回も使っていないまま取り壊しという方向だと思うのですが、昨年解除になって、今現時点、双葉町に何か震災があったときに炊き出しする場所というのはあそこぐらいしかないのかな。代替施設も造らないうちにそういうふうに壊さなくてはならないと。国の期限があったとしても、国と話し合ったり何かして、代替施設を造るか、何かという方向性が見えないですけれども、そこら辺どうなっているのかお聞かせください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えします。

学校給食センターの件ですが、今回解体の方針を決めたということに関しましては、未使用ではありませんけれども、躯体その他、震災から12年経過したことによって荒廃の状況がひどいと。総合的な判断では半壊というふうな診断結果も出ておりますし、再利用というのは非常に難しいということで、今回条例の改正を提出させていただきました。

さらには、もし今後東日本大震災のような災害が起きたときの炊き出しということですが、これは前の全員協議会の中でもお話しさせていただいておりますけれども、なるべく早い時期に代替の仮設の施設というふうな検討もさせていただきたいということと、何よりも炊き出しそのものをする場所というのは、現在議員が話されたとおり、ございませんが、今役場庁舎に職員用として2日分、さらには産業交流センターには500人の人間に対する3日分の非常食を備蓄をしております。そういったことで、当面の間は何とかそのことに対しては対応できるのではないかとというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 備蓄部分は分かるのですが、前回、町長も東日本大震災の時に役場に

いたと思うのです。備蓄していたものがほとんど意味がなかったと。結局、3日分とか2日分とか5日分とありますけれども、大体1週間はしのがないと物資が入ってこないというのは常識ではないですけど、この前は1週間ぐらい。それで、ひどいところで言うと、福島県内で、ある大きな市では、原発事故ということがあってトラック業者が入れなくて、なかなか物資が届かなかったという事例があるので、今後それに備えるためにはやっぱり速やかな対応。壊すのはしょうがない、言っている意味は分かります。壊すのだったら、やっぱり人も受け入れているのですから、そういうこともやらなくてはならないのは行政の役目だと思うので、速やかに計画を。本当は、役場は戻ってきました、住民を受け入れます、そのときにはもう計画なり立て始めたりしなくてはならないと思うのですけれども、そこら辺も速やかにやってくれるというのであればまた賛成はしますけれども、まだ計画が変わるというのであれば、これは行政としてあるまじき行為なので、この答弁によって私は判断します。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

速やかにということに関しましては、なるべく早い時期にそういうふうな対応を考えておりますし、今後につきましては、学校施設を整備するに当たり避難所にも活用できる体育館及び備蓄倉庫を先行して整備するなど、しっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） ほかはありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第33号 双葉町図書館条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) 図書館条例廃止ということで、全協でも説明がありましたように、図書館が解体されるということですが、これまで双葉町図書館、住民に利用され、教養や学び、そして愛読者によって親しまれた施設で、町としても重要な財産ということは皆さんご承知だと思いますけれども、これまでの機能を、今後どのようにこの施設の役割を果たされるのかお伺いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員のご質問にお答えします。

図書館につきましては、当然町民の皆さんから親しまれて、文教のまち双葉としては多くの皆さんにご利用いただいた施設ですので、本来建物そのものの躯体、いろいろな調査で問題がなければ再利用というか、そのまま残して利用するというふうな考えでおりましたが、総合的な判断からどうしてもそういったものにはそぐわないということで、今回解体を申請するというふうな考えに至りました。

なお、図書館の後継施設としては、当然新たに建設をしなくてはならないというふうに考えておりますので、今教育委員会のほうでも検討を始めているところです。

○議長(伊藤哲雄君) 6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) ただいま町長の言われるとおりに、この双葉町図書館は、文教のまちということで郡内先駆けてこの図書館が建設されたわけですが、図書の文庫数も10万冊ほどありますか、かなり貴重な文献や、町の歴史をひもとく資料も数多くあると思うのですが、今後新たな施設ということでもありますけれども、その重要な資料、図書文庫、どのようにこれ保存あるいは処分、処理をされるのかお伺いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

当然、中にありました蔵書、大切なものでありますし、原則的には処分というよりも保管ということで、図書館の解体前には、そういった蔵書も含めて残さなくてはならないものは残す方向で対応す

る、そういうふうな考えであります。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 図書館の施設の解体のことで、ちょっと脇道にそれるかもしれませんが、周りには桜の木、あそこはやっぱり、双葉町の花は桜でありまして、あそこも一つの名所になっています。敷地内にはたしかカプセルが埋蔵されているのではないかと。多分30周年記念、50周年記念にちなんでのメモリアルカプセルというのですか、何ていうのですか、今は。タイムカプセルですか。などもあると思いますので、ぜひそういったものは保存していただきたいというふうに思うのと、あと近隣町では必要に応じて町民に図書文庫を譲り渡したり、そんなこともやっておるようなので、町民の皆さんの意見も聞きながら、これから図書館の解体に向けての扱い方というものを町民の皆さんにも通知というか、連絡しながらやっていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） まずは、蔵書等に関してはしっかりと保管する、そういった対応をするということと、今議員からご指摘あったものに関しては、その他の今ご指摘あったものに対して対応したほうがいいかということ、町民の皆さんからも当然お聞きするというのも一つの手でありますし、そういうふうなものの残すべきもの、処分するもの、または町民の皆さんに希望で頂いてもらうというふうな対応も検討していきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この案件だけではないのですけれども、双葉町、この前、去年解除されましたよね。そこから解体の期限、申請の期限があまりに短い。だから、結局、ここだけではないというのは、民俗資料館の時も言いますけれども、図書はここにあるので、それを保管するだけの倉庫を建てたりとか、そういう計画の時間がない。これは国のほうにもちゃんとそこは話し合っただけでないと、図書も多分全部が全部、あそこに置いておいたら駄目になるものがいっぱいあるのですよね。そういう対応がなされていないというのが一番問題だと思います。

それで、簡単に言うと、他町村であれば解除は早かった。それでまた、時間はあったですよ。うちの場合は本当に、解除しました。解除して1年もたたないうちに、もう解体の期限が、申請しないと、あとは自分の町でやりなさい、自分でやりなさいとかというのが、そこが一番の大枠の問題だと思うのです。そこは、町長、国との話し合いもかなり大事で、民俗資料館のほうでもう一回言いますけれども、このあるものをどうやって置いておくかというのものもあるし、今の状況はいいのか悪いのかも分からないので、それはやっぱり、代替施設で仮設で倉庫を建てるのだったら、そこに、ちょっと横道にずれますけれども、そこで炊き出しできるような仮設のあれとか、皆さんが万が一の時に避難できるとかというものを仮設でも本当に早急に建てないと、これはおかしい話ですよ。壊せ、壊せと行って、おまえら、あと自分で出して壊せというふうになるよといったときに、あと何も代替施設が

ないというのは、これはうちの町の責任なのかというと、多分違うと思うのです。そこら辺、町長どういうふうに考えますか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えします。

まさにこれはルールで今やっていますから、避難指示解除後1年以内という、これはどこの避難指示解除した自治体も、これは同じルールでやってきています。そこは、これは双葉町だけ特例で延ばしてもらおうということは不可能です。しかしながら、解体に関しては、申請と解体する時期というのはある程度猶予を持ってやってもらおうというのは、これは可能だと思っています。町として、図書館もしかり、いろいろな教育施設以外に関してもしかりだと思っています。そういったもののしっかりと代替施設ができるような状況とずれのない解体のタイミングというのは、国のほうに交渉して、それを求めていくというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、考え方なのですけれども、5年で帰れるようになったところ、我々のところみたいに11年何か月で帰れるところでは、建物は中に空気が通っていないと、保管しているものも、実際そうではないですか。そこは条件が全然違うと思うのです。やっぱりそういうところをちゃんと国に理解してもらおうような説明も大事だと思うのです。ましてや、同僚議員が言ったように、大事な町の文献もあるわけです。それが今どういう状況になっているか。持ち出せるか、放射能はどうなのかというような特殊な事情があるわけです。原発からも一番近いですね。うちの図書館とか、そういうのは近いので、そこら辺もちゃんと国に分かってもらえるように説明していただいて、万が一それでも強行するようであれば、国として建ててもらえばいいのではないですか。国に預けるという方向で話をするぐらい強くやっぱり言わないとまずいなと思うので、そこら辺お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいま菅野議員からご指摘あったことに関しては、十分国と協議をしながら、町にとってそういった問題の起こらないような状況で対応していきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第33号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第8、議案第34号 双葉町歴史民俗資料館条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 歴史民俗資料館条例廃止ということで、歴史民俗資料館、全協でも説明を受けましたけれども、解体されるという判断ということですが、双葉町の歴史、文化、暮らしなど貴重な資料が展示された施設であります。これも町の重要な財産だったわけです。今後どのような形で役割を果たされるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えします。

まだはっきり方向性というのは確かに決まっているわけではありませんが、まず、なくなったものは再建するというのは基本的な考えであります。当然歴史民俗資料館についても、しっかりと再建を含めて検討を進めていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 現在県の文化財レスキュー事業で、ほとんどが県の文化財センターまほろんのほうに仮保管されているというふうに思うのですが、多分保管の年数も限られているのではないかと、思うのですが、実際解体されるときに、まほろんに保管されている資料だけでなく、建物の中にも清戸迫壁画原寸のレプリカとか、そういったものもあるのですよね。ですから、そういったものも、これは残されるのかどうか。保存するのかどうかの検討を踏まえて、双葉町の歴史とか文化、暮らしを、震災後の震災資料と併せた形で後継につないでいくような施設が、町長からも、必ずなくなった施設は再建をするということですから、ぜひ早い時期に、町の文化財調査委員会とかもごさいます。あと、有識者の方に依頼をして施設内を調査していただく。これから

アーカイブ施設というものも考えるというようなことなので、ぜひともそういった検討委員会を早急に立ち上げて、歴史をつないでいくということで、双葉町にはまだ町内に様々な町の文化財がございます。そういった対応をいち早くやっていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

当然文化財とかいろいろな、町にとって大切な宝物に関しては、保管、さらには次の世代に残していくべきものであるというふうに考えております。議員ご指摘のとおり、白河のまほろんがメインであります、そのほか相馬の高校、筑波大学等々でも保管をお願いしているものがあります。そういったようなものに関して、期限とか状況に関しては後ほど教育長のほうから説明をさせます。

今後そういったものに関しては、町としてもしっかりと保存をする、残していくという考えには変わりはありませんし、早急にそういった施設を建てるべきだという議員のご指摘であります、まずしっかりと検討した上で、今後いろいろな状況を勘案したときに対応できるような施設として検討していきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、ただいまの岩本議員のおただしについて、町長からも答弁ありましたけれども、まず確認です。歴史民俗資料館にありましたもの、確かにまほろんのほうに保管させていただいています。それで、大変な数なのであります。それで、県のほうでもきちっと予算をつけながら、ずっと双葉町にそういったものができるまでということで私は聞いておりますので、令和何年に持って行ってくれとか、戻してくれという話ではありません。だから、それは議員ご指摘のとおり、早い時期にこちらのそういった保管庫、バックヤード、そういったものは必要かと。では、どこに設置するかというのは、本当これからだと思いますので、それも含めて。

あと、レプリカ、清戸埴横穴の保存委員会のほうも、これは国指定のものでありますから、そういった専門機関、文化庁からも来ておりますし、そういう方たちといろいろ検討しております。私もそここのところに入りましたけれども、国指定のものがこれだけ12年間も、手つかずって、何もしないわけではないですよ、気温とか湿度とかきちっと遠隔で調査して、その経緯は確認して、あとは目視で中に入って、壁画とか何かが剥離とかそういうのがないかどうか、そういったのは定期的にやっておりますので、全く何もしないというわけではないですが、ただ外側とか何かとか、やっぱり補修は必要です。これは早急にということで国のほうでも考えていただいていますので、ちょうど南小の敷地の部分だと思いますが、その辺をこれからしっかりやっていくし、レプリカも私も子供の頃にあそこに何回も見に行っ、すばらしいなと思いましたので、ぜひあれば活用するように、保管するように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 歴民に関しては、中には双葉町のものだけではないのです。預かりのものが結構あるのです。その管理はちゃんと今でもできているのかお伺いします。実際に預けている預かり証というものも、この震災でほとんどの人がもうないと思うのです。町で保管している書類上で、これは誰から預かったという物がちゃんと残っているのか。

あと、今預けていると言ったではないですか。県に預けている。町長、今ちょっとご提案です。あくまでご提案です。産業交流センターのわきにちょっと変な建物がありますよね。どことは言わないですよ、私は。そこに、例えば県の建物でも、ゆくゆくは多分双葉で管理するようになると思うのですよ、将来的には。あそこの一部を改装させてもらえるというような方向性のほうが、今現時点では県でやっているところで管理して、また見られるという方向性にしたほうが、我が町双葉でそこまでやる余裕がないので、たまに帰ってきた人が、ああ、ああいうところを見たいなというときにそこで見れるようなスペースを確保するような、町長と教育長ですけれども、そういうような交渉も必要なのではないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご指摘ですが、双葉町の産業交流センターの隣の施設ということで、これは誰が考えても伝承館ということになりますが、伝承館のほうでは、これは県の施設として保管の状況がどの程度なのかというのは私自身把握しておりませんから、これはちょっと相談をして、可能であるかどうかということからまずスタートしたいと思います。

あと、先ほど、前段の質問に関しましては、生涯学習課のほうに、課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 教育総務課長兼生涯学習課長、木幡勝君。

（「ちょっと休議してもらっていいですか」「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時57分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

教育総務課長兼生涯学習課長、木幡勝君。

○生涯学習課長（木幡 勝君） 菅野議員からのご質問に対してご説明いたします。

震災前に寄託いただいた寄託依頼書のほうは、歴史民俗資料館のほうから持ち出しはしてあるものの、また再度、それが全部かというところも含めて、今後確認しながら調査していきたいと思います。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 展示施設の件なのですけれども、施設というのは、施設を建てるとか、県に

又貸してもらいたいという件は、町長、お任せしますので、なるべく双葉の予算を使わないで、町民が喜ぶような方向性で。あそこに見に行く人は結構いるので、それで双葉の歴史を分かってもらえれば、古墳というのは、本当、福島県でもあまりあるものではないのね、全国的に。それを掘り起こしたものとかが、いろんなものがあるので、それがあることによって歴史の勉強にもなると思うので、そこら辺よろしく願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 県の施設に関しましては、当然いろいろと向こうの意向も含めて協議していかなければ、対応に関して、こうできますというふうなお答えはできませんので、そこはよろしく願いします。

あと、保管する施設、基本的に双葉町のそういった文化財等々に関しては白河のまほろんがほとんどメインでありますし、先ほど相馬の高校という言い方をしました。当初相馬の高校にも保管されていた形跡はあるのですけれども、今は全部移っていますので、訂正をさせていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第34号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

（「休議ちょっとお願いします」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第9、議案第35号 ひと休み処ふれあい設置条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第35号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第36号 双葉町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第36号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第37号 双葉町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第37号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第12、議案第38号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第38号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第39号 双葉町立小・中学校条例の一部改正についてを議題

とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 町の小・中学校条例の一部改正でございますけれども、学校の住所を今いわき市にある仮設庁舎のほうに移すということでございます。今学校設置検討委員会で、6月補正予算でも、高額な金額でプロポーザル方式で基本構想・方針を今年度中に決定するというふうな方針であると思うので、それを待ってからでも、まだ解体もされていないという、用途廃止ということでもありますけれども、建物がまだ残っているわけですから、検討委員会で学校施設の方針が決まってからでも遅くはないのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

ただいまの学校設置検討委員会の答申が決まってからでも遅くないのではないかとこのようにおたただいたと思います。今回この条例の改廃に関しまして提出させていただいたということは、いわゆる8月末をもって町としての教育施設、公共施設の解体であるか、解体をしないかというふうな判断をしなくてはならないということに合致している案件になります。そういったことで、まず解体をするというふうな町としての方針が決まりましたので、こういうふうな取組をさせていただいております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 5番、菅野博紀です。全協でいろいろ説明受けました。普通どんな考えがあっても、双葉町の学校が住所がいわき市にある、これは僕はちょっと、双葉町の小中学校卒業生として納得ができない。そのあかしの、実際今双葉高校がそういう形で残っています。あそこはよくて、ここは駄目というのは納得いかないし、例えば県の教育委員会とかそういうところに聞くのであれば、提案型。提案型ですよ、普通であれば。こういうふうに今双葉の住民はほかのところに住んでいるけれども、住所はここにある、それと何ら変わらないではないですか。そういうふうにすればいいだけでしょ。自分たちが招いてこういうふうにしたわけでないということをさっきから私は言っているわけです。なぜそういうことができないのかなと。

あと、委員会とかいろいろつくって、答申とか何かつくっていますけれども、学識経験者とかいろんなことを言いますが、人ごとなのです。やっぱり双葉の人が集まって、自分たちの学校、例えば僕たちは、子供を育てる世代とかそういう人たちがやっぱり双葉に住所は置いておいたらいいのではないですか、そういう意見を聞いていない。委員会自体がもう最初から出来レースなのです。きつく言えば、本当に出来レースですよ、学識経験者とか。国等の偉い人が来てとか。本当に、自分の家を建てるのに、そんな偉い人が来てもらって、人が建てた家になんか誰も住みたくないです。自分がいいと思って、町もそう、自分がいいと思ったまちづくりをして初めて自分たちの町だと言えるのです。実際に、これは大きな話になってしまいますけれども、国がやっているまちづくりの九十数%

は失敗です。学識経験者、教授、自分がやったときないのですもの。人を見てきて、こういうふう
にやったら、こういうふうにやったらと言ってやっているだけで、本当、自分の地域は分からない人
が何をやろうが、その住んでいる人たちがいいなんていうことは、「うん」とはなかなかないと思
います。

そういうことから、やっぱり住所ぐらいいは置いて、やっぱり双葉に戻ってくる、今から住んで
だいている人もいますね、そういう人の意見をちゃんと聞いて町が進まない、多分双葉町の復興も
結果的にどうなるのかなというのが、僕は今不安です。人にやってもらったものになかなか人がな
じむというのは難しいのかなと思うのですけれども、そこら辺どういうふうになっているのか。住所
ぐらいいは、特例措置してありますよね。今まで特例でどれだけ双葉町は救われたのかというのがあ
りますし、あと条例の中では町長の判断もありますから、町長の判断でできることもいっぱいある
ので、もう一度県と教育委員会と話し合っほしい。逆に言えば、県の教育委員会は人ごとなのか
なと思っています。それが僕は率直な意見です。

この幼稚園のやつも一緒なのですが、この小中学校の住所を移転するということは、双葉に
はもう学校がないという認識になると思うので、そこら辺お答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の気持ち、町民の皆さんの気持ち、双葉町内にあるからこそ双葉
町立学校だという考えは十分私も理解できるし、気持ちとしては分かります。ただし、今回の環境省
の避難指示解除後の1年というルール解体申請ということに全て起因しています。その件に関して、
現実に解体をしてしまったら、南北小学校は今回は該当していませんけれども、中学校、さらには
幼稚園に関しては、後ほど条例で出てきますけれども、これは解体をすると、そういうふうな方針
を示してしまったら、現実にそこに学校がないわけです。学校がないところに、しかしいわきには
仮設の幼小中学校があると。そしたら、そこに住所を置くというのは、これは当たり前判断だと思
っております。

そして、そのいわきにずっと住所を、学校施設を置いておくかということ、そうではなくて、双葉
町で幼小中学校の再建というのは、これは当然やっていきますので、そうなった折には間違いなく
双葉町に住所に戻すという、そういうふうな考えでおります。決して町の学校を存続させないため
にではなくて、町の学校を存続させるために今回こういうふうな措置をしました。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 言っていることはよく分かるのです。だけれども、こっちにも意地がある。
僕は北小で、中学校は双中です、僕は双葉町の中学校を出ています、いわき市の双葉中学校を出
ていますというふうになるのではないですか。それで、町長の言っていることは分かるのです。では、僕
たちはどうなのですか。僕たち、もう家を壊して、ないのです。住めないけれども、住所はある
のです。でしょう。だから、そういうことなのです。そういうことを企業とか個人に許して、学校とかに

許さない。県の教育委員会に、教育長、ちゃんと言ったらいいじゃないですか。縦社会とかそういうのではなくて、教育長も町長も双葉の町民のためにいるのですから、県の教育委員会のためになんかいるわけではないから。あの人たちだって私たちの税金で生きているのだから、県民のちゃんと思いたいのをきちっとつかんでもらわないと。

あと、環境省。言います、そしたら。あなたは何を言っているのだよ、自分がそうだったらどうなのだよと。人の気持ちって、ふるさとを失う気持ちというのが全然分かっていないから、結局国も県の教育委員会も東京電力と変わらないという見方をするようになるのです。人ごとではなくて、自分のこととして、今子育て世代の人とかそういう人をちゃんと考えて政策とか意見とかを聞いて進めないと、前の全協の時に県として交渉してくださいと言ったのにやっていないのだから、そこら辺はちゃんとやってもらわないと、いる意味もないし、委員会もそう。もう答えが分かっているような委員会には要らないです。時間がかかってもいいから、議論をしてやるような委員会でない、コンサルタントとかそんなのでは全然、今まで意味のあるような復興の進め方には、僕には思えないので、そこら辺も考えてもらって、この学校問題、もう一度ご答弁してもらえますか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えします。

まず、住所に関しては、この思いというのは私も共有している部分があります。ただし、住民票の問題とこの学校の問題というのは別件だと思って考えていただきたい。住民票に関しては、これは災害対策救助法とか原子力云々というふうな法律がありまして、そこである程度対応はできますけれども、学校の場合は私もよく、詳しくは存じ上げていませんけれども、この部分のくくりでは対応できないということになっているはず。なので、教育長も県の教育委員会のほうに話をし、必ず双葉に戻るし、この学校に関しては将来県の支援も含めて戻してやる、また教育者の問題、そういった部分に関してもしっかりと県の教育委員会のほうにも話をしていると聞いております。詳しくは後ほど教育長のほうに説明させますけれども、そういったようなことで、この住所の問題は確かに思いという部分からすれば我々も共有していますし、そういうふうなことは十分理解はしております。しかし、学校の機能として残せない、残らないものに関して学校の住所を残すということができないということなのです、簡単な理屈からすると。現実、双葉町の学校に関しては、勿来酒井にある幼小中学校で実際にやっている。そういったもので、今残そうとする南北小学校に関しては学校機能としては再開しないということ、これは教育委員会のほうでも明言しておりますから、そういったことで今回のこの住所に関してはこういうふうなせざるを得ないというふうなことですので、よろしくお願ひします。

あと、詳しい部分に関しましては教育長のほうから。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、私のほうからも説明というか、こんな形で進みたいということ

でお話をさせていただきます。

まずは何といっても、次の議題にもありますが、幼稚園も含めて教育委員会が管理していますこの教育施設、こちらの用途を廃止しないと次に進めないというのがあります。この用途廃止というのは何かというと、双葉町の条例です。要するに、双葉町立北小学校というものを、あそこの住所に学校設置場所ということ置いてずっとやってきていました。私もあそこの卒業生ですから、分かっています。ただ、あそこの校舎を使って、あそこの場所を、住所を使って学校が機能しないというか、再開しないということで双葉町としては次の段階に進もうとしているわけですから、今いわきで行っているのは、あくまでもこれは帰還困難区域による避難ということで県教委のほうで認めている部分でありますので、そちらでの住所でももちろん設置場所をしています。双葉町にある教育施設の学校の機能がなくなるわけですから、その住所もそこで結局消滅しますよね。ですから、一旦いわき市の今やっている御宝殿のところ、そこの住所に学校設置場所として双葉町立の幼小中学校ということ、一時、双葉町に戻って学校が再開するまでしないと、次の段階に進めない。そして、今の学校のそれぞれの施設、解体または利活用、それに対しても教育委員会の管轄を外さないと次に進めないという、そういうことでもあります。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 私の先ほどの答弁で、双葉町立学校、私としては勿来というか、いわきの錦と言ったつもりだったのですけれども、どうも答弁の中で「勿来酒井」というふうに発言していたということなので、訂正をさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 再々質問。町長、これが再々質問ですから。

取りあえず、言っていることは重々分かる。答えは一緒なのです、町長。一緒なのですけれども、答えというか、思いは。答えが違う。山がちょっと違ってしまったのかなというのがあるのですけれども、例えば今双葉高校、では、どうするのですか、解除されて。あそこもちゃんと決めなくてはならないですね。双葉にあるから、県の施設といたって、県が、自分たちはちょうろくに何もやっていないのに、人のところを言っているのではないというの、ある。

それと、教育長、どんなことを言ったって、住所を取りあえずお返しく下さいと交渉していないよ、あなたは。条例とかそういうふうに言っていますけれども、条例というのは町民のために、変えるた

めにあるのです。そこに合った、常識に合った、その場に合ったようなものを使えるように条例を改正すればいいです。だから、条例改正というのがあり得るのです。そんなのは逃げ道にならない。では、条例を改正して、こういうふうにやりますから、県の教育機関に、例えば3年のうちにそういう結果を出しますからとか、5年で結果を出しますからと交渉しましたか。何もしていないですよ、そういうのを。段階的にやり方というのは何でもあるし、県の教育委員会にいちいち言われたくない。俺たちの町のことです。私たちが悪くてこういうふうになったのではないのだよ。そこが前提であるから、私はこういうふうに言っているの。だから、前の説明、全協の時もそういうふうにした。

ましてや、錦星、このいわきの住所の場所というのは、双葉町はだまされているのではないですか。あそこには幼稚園がありましたよね。そのまま使える、学校施設にどうぞ使ってくださいと言われて、あそこになったのですよね。僕、あそこはちょっとアヤついているのかなと思うのが、その建物を使って学校をやろうとしたら、そういう説明を全協で受けました。話が変わりましたので、耐震をやっていないのでこの建物は使えませんか。あれを壊す金、双葉町で出したのですよね。全部やったのですね。国か。国にしても、双葉が手続しているのです。結局双葉の個人では、国にやらせようと、双葉が使うからということで、話がころっと変わったのです。変わりましたよ。それで、あのままで本当に大丈夫かといったときに、いや、後ろ、買うのだから買わないのだから、借りるのだからで広げなくてはならないとか、いろいろあったところですよ。入口の問題もいろいろあってやったところなのに、あれが仮設というから僕たちはオーケー出したのです。僕は特に。私だけで言えば、仮設で、やっぱり双葉の子が集まるところは必要だと思うからあれですけれども、これが本校の施設になる、こういうふうなあれだったら絶対賛成しなかったし、あそこは木が落ちちてきているし、危険な場所ですから。

そういうことを考えたとき、何か事故があったり何かしたときに責任持てないし、住所を持っていくということ自体は、何があってもということだね。やるだけのことをやって、本当に駄目だということだったら、それはしょうがない。やることをいっぱい残しているのです。だから、言ったです、案を持ってきなさいよ、考えて。もっといろんな人に話を聞けば、こんなのが幾らでも出るのです。それで、持って行って、では県で。県、駄目だと言うなら、県はどうすればいいのですか。県にやらせればいいのではないですか。県が建ててくださいよと。そういうことではないですか。東電、東京電力がこういうふうにして、国と県が間に入っているのでしょうか。それで、あれとこれとは別だと町長は言いますが、それもこれも一緒なのです。双葉の人たちはここに住めないから、ほかのところへ行って、ほかの学校に行っているのです。双葉の学校に行っている双葉の子だって、あっちにいるから双葉の学校に行っているのです。人が許されて、学校施設が許されないなんて、あるまじき行為だと思います。県教育委員会も、いや、あまり足しになっていないのかなとはっきり言うと思います。考えられないです、頭が。そんなことも考えられなくて、許可とか何かとかとよく言っているなと思います。

俺たちは、さっき言ったように、この双葉町の中学校を出ているわけです。だけれども、双葉町の中学校でも、いわきの双葉中学校を出ている子とこれは変わるわけですよ。そこら辺がちょっと分かっていないのかなと思って、がっかりなのです。分かっていると思うのですけれども、この上の人たち。許可制度だって何だって、県は本当に非常識です。それだったら、ちゃんと言い返せるような教育長でないと、本当意味なくないですか、教育長。

持っていましたか、僕は前の全協の時に言いましたよね、こういうふうな。条例改正のこと、あと、そのことも全部言って、それで考えると言って、この前受けましたよ、これ。受けたけれども、何ら答えは変わっていない。聞く内容も変わっていない。ただ時間つぶしただけでは、何の意味もないです。何のためにやっているのがっかりしました。いや、僕も本当に3月議会に休んだり何かしてひどいけれども、悪いやつだけれども、そこら辺考えてもらえますか。

(「分からなくなってきたから、そこをちょっと」と言う人あり)

○5番(菅野博紀君) 大丈夫だよ。分かっている。そこら辺考えて、もう一回答弁してください、その案を持っていったのかどうなのか。分かっているよ、自分で。そこら辺お願いします。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、勿来の錦の学校、もともと錦星幼稚園、星さんという方がたまたま、こんなこと、プライベートな話をするのはここではそぐわないかもしれませんが、私の知っている事実を述べさせていただきます。私の父親と学生時代同じ下宿で知り合いだったということから、私の父親の息子、私ですけれども、何か応援したいということで当初来ました。幼稚園の跡地があるので、双葉町さんで何か使うのだったら提供しますよ、貸しますよということです。当時教育長が半谷教育長でした。学校再開ということで勿来の東邦銀行、あそこの跡地をお借りしてまず学校再開した。その後本格的な、仮設になりますけれども、しっかりと子供たちの教育ができるものを建設したいということで、実はいろいろな、いわきの人たちに紹介を受けて、何か所か回りました。いわきの双葉の山のほうの田人の学校も何か所か実は見ました。廃校になってまだ新しいしっかりした建物があったので、教育長と相談して、これ、建物もしっかりしているし、スペース的に十分、うちの子供たちが来ても対応できるのではないかと。ただし、かなりいわきから、いわゆる南の西側になってしまうので、距離感、遠くなってしまう、そういったことも考えて、喧々諤々当時議論をして、最初は田人の学校、小学校をいわき市からお借りするというふうな方向で進んでいました。だけれども、どうしても通うのには適さないと。そうしたらば、そこの場所に寄宿舍を建てるかと。月曜から金曜まで子供たちに宿泊をしてもらって、寮監を置いて、金曜日の学校が終わったときに親御さんに子供たちを迎えに来てもらうというやり方はどうだろうということで、そこも検討しました。だけれども、それはやはりなかなかちょっと厳しいなと。そういったことでもし問題、トラブルがあったときに対応がきちっとできるかどうかという部分で、これははっきり言って立ち消えました。

錦の錦星幼稚園ですが、本当は錦星幼稚園という候補はかなり低かったのです。ですけれども、どうしてもいわき市内で学校校舎として適切な土地であったり建物であったり、そういうふうなものを何か所か当たっても、対応がこれは難しいなということに結果なってしまいまして、錦星幼稚園というところに落ち着きました。ただし、錦星幼稚園の園舎に関しては、錦星幼稚園側では、これをこのまま使ってほしいというふうな申し入れはありました。だけれども、こちらとして学校を再開するに当たってそれが適切であるのかどうかというのは、あくまでも幼稚園の施設ですので、小学校、中学校に関しては、これは適していないということで、持ち主の星さんに交渉しまして、解体を含めてやらせていただいたというのが事実であります。

その後国が、当時文部科学省の大臣が下村博文先生だったので、下村先生に直接、我々要望として、こういう実情だということの中で話をした中で、下村、当時の文科大臣は即決で、そういう状況であるならば文科省としてもしっかりと皆さんの希望に添えるように予算はつけますというふうなお話をいただいて進んだというのが現状です。そういったようなことであの場所に造らせてもらったというのが事実でありますし、今現時点でも錦にある双葉町立の幼小中学校は借地でやらせてもらっているということです。そういうふうないきさつでありましたということを理解いただきたいと思います。

先ほど来から学校の住所の問題で言っておりますが、どうしてもこれはルールでこういうふうになっているということで、これは我々クリアできるような問題ではないというふうに考えておりますし、教育長も何度も答弁しておりますが、説明させてもらっていますが、また教育長の考えを説明してもらいます。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、再び私のほうから、もう一度お話をしますが、菅野議員から、県教委のほうにどんなふうな問い合わせか。これ、実は昨年度からしております。要するに、避難指示解除が昨年8月30日、11年5か月ぶりになって、そして今我々がいる役場庁舎が戻りました。ということです。いよいよ学校設置についても今後考えていかななくてはいけないということも我々教育委員会の中でも話ししましたし、町長とも話ししておりました。それに向かって、では学校を戻すにはどうするのだということで県のほうともいろいろしましたが、読みます。

県教委としては、設置場所について、原子力災害により避難中なので、将来に学校が戻るまで移転先住所にて仮設校舎として学校教育を進めるということで認識しております。すなわち、双葉町立学校として存在できますということです。

そして、既存の学校施設の用途廃止及び設置場所の移転について、義務教育課としては震災後から継続している事例なので、新たな手続、申請等は必要ありません。今までどおり避難先の仮設校舎にて双葉町立幼小中学校として学校教育を展開できます。用途廃止のため、設置場所を避難先の移転先に改正することも、新たな学校が設置されるまで一時期移転先の住所で構わない。このときの理由は、原子力災害による避難ということで回答を得ております。

ですから、先ほども申しましたように、今置かれている既存の校舎というか建物、これを新たな別なステージに持っていくためにはこの用途廃止をしないと、学校がいわきに町立学校として存続をするのですから、こっちのほうを住所を向こうに一時期戻すというか、移転するというので考えれば、次の段階に進むためにはこれは致し方ないな、そんなふう私も考えております。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

1 番、山根辰洋君。

○1 番（山根辰洋君） ありがとうございます。本件に関して論点 2 つあるというふうに思っていて、1 点目は学校の用途を廃止するという話と、2 点目は中学校の建物を解体するという話と論点 2 つあるかというふうに思っています。

1 点目の学校の用途を廃止するために住所変更が必要であるということは、行政の条例規則上しようがないということは何となく私も理解しています。また、一方で、こういった感情的な部分で、やっぱり町のものであって、住所を残してほしいという思いがあるというのも、今回の全協も含めてすごく私自身も理解したというのが 1 点目です。

2 点目の解体に関するところというところが、今回プロセス上、在り方検討委員会があつて、在り方検討委員会の中でも、学校としては使えないよねという話は委員の皆さんからもあつたかなというふうに思います。一方で、中学校の施設は利活用しようという話が進んでいて、報告第 10 号の中にも繰越明許の中で補修事業ということで入っていて、我々もあの場所の建物は補修されて利活用されるものだというふうに理解をしていた中で、今回こういう解体という話が出てきて、ちょっと何か、こういう利活用という前提のもので動いていたものが解体という方向に行った部分のこの方針転換というところがどれだけ今、民意に対してちゃんと説明ができた上で動いていることなのかというのがちょっと気になっていて、その部分のところの説明が、在り方検討委員会があつた上で利活用が動いていたはずなので、ここの方針変更があつたはずだというふうに理解していて、その辺りのプロセスというか、町民に対する説明というのが今どれだけされているかというのをちょっとお伺いしたいというのが質問でした。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の質問にお答えいたします。

小学校に関してはという話はもう前段でお聞きしましたので、中学校の部分。これは私も、改装して再利用というふうに実はずっと思っていました。ですが、改装をするということと新たな利活用、再利用に関して高額な経費がかかるというのは後から分かってきました。そういうふうなことをすることに関してはどうなのかというのは、中で内部の議論があつたと記憶しています。さらには、今までのあつた学校施設では幼小中の場所はそぐわないというか、そういったものではないということになりましたが、ただ中学校の建物というのは皆さん御存じ、双葉中学校の同窓生というか卒業生は御存じだと思いますけれども、下が岩盤で、結構地盤がしっかりしている。ただ、一部そうでないところ

ろもあったのですけれども、大部分は下が岩盤で強度な地盤だということで、いわゆるいろいろな施設に適する場所だというふうには認識されていると思います。

そういった部分で、本来中学校跡地を別ないろいろ民間活用も含めた新たな再利用というふうな構想があったのですけれども、まず先ほど言われたことに関しては、補修、改修をして再利用するには高額な費用がかかる。双葉町の学校再建、再開ということに関したときに、どの場所かという話になったときに、ここしかないというふうな話に、また話や議論の中で変遷した、変わっていったというふうに記憶しています。

そういったことで、現在ある双葉町立中学校に関しては解体をして、将来の双葉の町を担う子供たちの教育施設としてということであそこを解体せざるを得ないというふうな判断に至ったというふうに認識しております。

詳しくは教育長のほうから説明できる部分でお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、山根議員の質問に対して。

まず、我々も、今町長からも答弁ありましたように、双葉中学校の校舎及び一番はやっぱり体育館、あれは改修できるのではないかとということで業者のほうにもいろいろ話合いをしましたが、議員も御存じのように、復興まちづくり計画の第三次計画を策定していく中で、我々3.11を教訓として、さっき同僚議員からも質問ありましたけれども、万が一の時の避難場所というのがもうないです。町民体育館も解体しましたので。そういったことで、いち早くあそこを改修できないかということで考えておりましたが、いざ、学校の体育館、屋内の体育館だけに使うならまた別ですが、そこに避難場所としての、指定する場所としてのとなってくると、やっぱりいろいろな条件が入ってきて、今の建物をほとんど柱だけぐらいにして、あと間口も変えられないということで、それでは、我々が3.11を教訓としてこれから新しいものを複合施設として造るとすれば、新たなものをやっぱり造っていかないと、万が一の時の避難施設、具体的に言えばトイレの数とか、あとはシャワーなんかは更衣室にもあるでしょうけれども、バスとかそういったことも、あとは備蓄倉庫も含めて、下手をすると地下シェルターとか、そういうことも考えなくてはいけないと思います。そういうところまで考えていったときに、今のものを修復するよりも、解体して、我々の望む、こういったものが必要だというものを造りましょうということで方向転換しました。

これは、すみません、私、何月何日だったか忘れてしまいましたけれども、この復興まちづくりには町民委員会ございますよね。あそこで私のほうからも、私が今話したような具体的なところまではお話しできませんでしたが、あの当時は。ただ、こんな経過で動いているというようなことはあそこでちょっと説明をさせていただいたというふうに記憶しております。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。その方向転換のプロセスのところ、今この距離感でいながら、私自身もちゃんと理解したというのはこのタイミングだったというところで、12年という長い避難の中でやっと町が避難指示解除された中で、やっぱり町民の人たちもやっとまちづくりというか、当事者として本当に具体的に関わられるようになってきたというのが何かすごく感じられる瞬間が増えてきているなというのは私自身もすごく感じるところで、ただやっぱり12年のこの時間の経過を一瞬で、この数か月で距離感を縮めて議論に参加するというのはやっぱりすごく無理があるのではないかなというふうに感じていて、本当に今回学校というテーマを元にこれだけ、この2日間だけでもかなり議会と執行部の皆さんと含めてすごい議論があって、これをやっぱりもう少し広く、町という共同体の中にもやっぱり議論としてぶつけていただくような機会をもっともっとつくりたいというのが私の思いでもあります。

なぜかという、ちょっと全協の時にもお話しさせていただいたのですが、結構若い世代の人で、当時はまだまだまちづくりに関わられなかったけれども、12年たってすごく成長して、その後町のことを調べて、自分なりの提案をされているような、そんなような若い世代もいらっしゃったりもするので、そういう声も含めてしっかりくみ取れるような、何かそういう町であってほしいなというふうにも思ったりもするので、今回のテーマは期限がどうしても8月までというところで、短い中で判断というところだったと思うのですが、ぜひ何かそういった、今回北小、南小は残ると思うので、そういった部分も含めてしっかりと広く、なかなか、議論を取りまとめるのは難しさがもちろんあるのは重々承知はしているのですが、少しでもゼロベースで皆さんの話を聞いていくという、そういうプロセスを経ることで、もしかすると当事者性が増してくるというふうに感じるところもあるので、ぜひ何か、ぜひそこを取らせていただきたいなというふうに思っています。なので、ちょっとその辺りの検討の可能性、もちろん町民委員会というところの正式なオフィシャルな議論の仕組みがあると思うのですが、もう少し何か幅広に、プッシュ型でいろんな議論の場をつくりたいなと思うのですが、そういうのが検討可能か、ぜひちょっと最後お聞かせいただきたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員からのご指摘、全く理解できることであります。ただ、我々も常に考えなくてはならないのは、我々の立場はどういう立場なのだ、議員の皆さんの立場というのはどういう立場なのだ。まさに町民の皆さんから負託を受けて今この場にいるわけです。ですので、それぞれがそれぞれの役割をしっかりと認識をして、皆さんの意見を聞いて、代弁者となって対応するというのが必要ではないでしょうか。

当然幅広く皆さんの意見を聞くということも大切です。しかし、今私も昨年9月から双葉町のホテルに住んで、ずっとここに9か月います。山根議員もここに住んでいますけれども、まず不便さとかよかったという部分というのが、よかったという部分はあまりないのかもしれないのですが、不便

さの部分しかないのかなというのもある意味ありますけれども、やっぱり戻ってくる人たち、戻ろうとする人たち、そういう人たちの意見がどれだけ反映できるかということに私は最近かじを切るべきではないかというふうに考えています。住むか住まないか分からない人の意見を取り入れたら、町の復興というのは、私は最終目的は達成できなくなるのではないかという感じをしております。そういった部分で、しっかりとその覚悟を持って町に戻る人たち、戻ってこようとする人たちの意見を、これをくみ上げるというのは、これは当然のことだと思っています。しかし、理想論的に言う話を聞いてしまったら、これは町の復興というのはなかなか進まないのではないか。そういう部分で、確かに町民のお話を聞かなくてはならないというのは十分分かってはいます。しかし、その辺の判断、これは非常に難しくなってくるのかなというふうに考えておりますので、そういうふうな答弁をさせていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私はこの議案には反対します。それはなぜかといいますと、やっぱりまちづくりは人づくり。戻ってきてくれというまちづくりをしようなんてもともとと思っていません。いいまちをつくって、自分たちから、新しい住民に来てほしい。住んでいた人も、やっぱり戻りたいなというようなまちづくりが僕は理想だと思うし、やっぱり意地の分はやっぱり通さないと。こういうところで負けてしまっただけだと思っております。住所、たった住所かもしれないけれども、これを我慢すればいいのかもしれないですけども、駄目なものは駄目ということで、この議案には反対させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 先日からの全協、昨日の勉強会みたいな話、さらには今議場でいろんな質問に対して答弁。いろんな意見があっただけよかったかなと、私個人的にいろいろ思っております。実は私は地元の出身ではないので、その小学校、中学校は卒業しておりません。ただ、やっぱり卒業された方の思いも十分分かりますし、これから一時的、一番立場が辛いのは実は教育長かと思っておりますけれども、今のこれからの復興を考えたときに、やはり一時的ではありますが、いわきのほうに学校を今再開しておりますので、一時的ということで、最終的には双葉に戻ってくるということで、私はこの案件には賛成したいと思います。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 私はこの議案に反対の立場を取らせていただきます。

この住所移転に関して、恐らく町民の皆さんの中でも多数、少数はあろうかと思えますけれども、我々議員という立場で、たとえ少数の意見であっても、少数の意見にも耳を傾けなければいけないという、そういう思いがあります。

先ほど質問でも言いましたように、学校設置検討会で今議論をしているさなか、教育長も必ず町内に学校再建をしたいというふうな強い思いでおられますので、まずその検討委員会での方針、基本方針、答申が決定されてからでも、私はこの改正はいいのではないかなというふうに。あるいは、中学校解体、抹消をしてからでも。この移転に関しては、学校再建がしっかりと、町内でこの場所に再建するという、そういう決定がしてからでも、一時いわきの住所に移して、そして再建してから住所を戻すと、そういう考えでいいのではないかなと。条例だけはそのまま双葉の住所位置に残していただきたいというふうに思いますので、反対させていただきます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

2番、小川貴永君。

○2番（小川貴永君） 私は今の議案に対して賛成いたします。

以上です。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第39号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時08分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成多数)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成多数です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第14、議案第40号 双葉町立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 先ほどの39号議案と内容は一緒に間違いないでしょうか。

○議長(伊藤哲雄君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 菅野議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのものと同じであります。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 39号議案と同じように、内容がこれも同じなので、先ほどの内容と一緒にの理由で、私はこの議案に反対いたします。

○議長(伊藤哲雄君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、高萩文孝君。

○7番(高萩文孝君) 先ほどの議案と同じですが、私は賛成させていただきます。

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第40号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成多数)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第41号 双葉駅西側第二地区下水道施設整備事業業務委託契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第41号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第16、議案第42号 町道路線の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第42号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第17、議案第43号 町道路線の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第43号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第18、議案第44号 令和5年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第14款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第15款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第17款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。

7番、高萩文孝君。

○7番（高萩文孝君） 全協の場でもちょっと言わせていただきましたが、学校設置検討委員会支援業務委託料なのですが、先ほどの議案とかでもいろいろ話が出ておりますので。

一時的に学校をいわきのほうに持っていくということです。いつ頃終わるのかも含めてなのですが、やっぱり一日も早く検討結果をまとめていただいて、早くその結果に基づき次のステップに進むお考えがあるかどうか、この場をお借りしてちょっと答弁をお願いしたいと思います。町長もですが、教育長からもちよっと思いを聞きたいと思いますので、町長から振っていただいて、よろしく願います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の質問にお答えいたします。

まず、学校設置検討委員会、当初から年内を目標に方向性を示すと、そういうふうなことでありまして、そういうふうな考えに私も同じくしております。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、高萩議員の質問にお答えしますが、町長さん、すみません、1つ。「年内」でなくて、「年度内」というふうに教育委員会としては考えております。すみません。

私のほうからそこをちょっと訂正しながら、年度内ということで考えておりますが、高萩議員がおっしゃるとおり、一日も早くといっても、これだけは。ただ、複合施設的なコンパクトな、そしてよりよいものを、双葉ならではの学校教育をということで考えておりますので、これだけの予算が必要かと。

あと、再々皆様から意見をいただいておりますが、町民から、すなわちパブリックコメントも含めて、そういったものを全てきちっと集約して、議員のほうにも、議会のほうにも提示しながら、一日も早く進めてまいりたいと思います。よろしく願います。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほど高萩議員の質問で、答弁の中で「年内」というふうな発言がありましたが、「年度内」に訂正をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま町長、伊澤史朗君から発言訂正の申出がありましたので、これを許可します。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この予算、設置委員会の予算2,200万円、年度で。莫大な予算ですよ。こういう予算、今までさんざん使って、大した結果が出ていない。だが、これ一個のために反対はできない。これはすごく今微妙な気持ちで、どこかで一回は協議をしなくてはならないと思います。だけれども、これはできない状況で持ってきているので反対はしませんが、お金を使う分だけの結果はください。

それで、皆さん、早め、早めと言うのですけれども、僕的に言うと、もうここまで遅れたのだから、完璧なもの、より完璧に近いものを造ってほしい。焦って、また、お金を使ったはいいけれども、中途半端なものは駄目だと思う。それで、みんな、これ追加を出すのだったら出して、ちゃんと意見を集約して、この人たちの考えではない、双葉町民の考え。戻ってくる人を優先に、戻ってきている人を優先に意見を聞いた、ちゃんとした結果が欲しいなと私は思っています。そこら辺、町長も教育長も意気込みというのですか、結局はお金をただどぶに投げたような結果にならないような結果を出してほしいと思いますが、期間的なこととか、年度内いっぱいと言っていますけれども、そんなものは求めていない。遅れたなんて謝っていても、余裕を持っていい仕事をしてほしいと思うので、そこも含めて答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えします。

当然議員ご指摘のとおり、かなり高額な額になっております。そういったものに見合ったような、見合うようなしっかりとしたものにしてもらえるように私のほうも注視していきたいと思っております。期間は、当初、先ほど教育長が説明をしていた年度内ということになっておりますので、年度内でしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、菅野議員の質問にお答えしますが、今町長と同じように、確かに年度内。ただ、急ぐなというよりも、これも私としては、12年も過ぎてですから、ゆっくりやらせてくださいという答弁もできないので、一日も早くというふうに申し上げましたが、菅野議員のおっしゃるとおり、それは分かります。ただ、年度内に、1年かけて教育基本構想はこんな双葉町の学校を考えているのだということをお示ししたい。そして、そこから、ではどんな規模かというのこれからも来ると思っていますので、それで、来年度から着手するとか、なかなかそこは厳しいと思いますが、その工期も含めてこの年度内にお示ししたいなと、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町長、期限は分かるのです。守らなくてはならないという立場も分かってざっくり言わせてもらおうと、もうここまで遅れてしまった、もうしょうがないという部分に来ています。だったら、何ができるか。より完璧に近いものをやりたい。より、みんなの意見を聞きたい。だから、これで時間をくれと行って、そこに近いものをやってほしいのです。時間が遅れて話を聞けなかった、時間がなかったと言いつてではなくて、そこを踏まえてやっぱりやらなくてはならないので、焦りとか、そういう時間軸というのはあると思いますけれども、ほかで失敗していることを、今双葉町はチャンスなのです。ほかの事業もそうです。学校教育とか、ほかのはもうやっているのです。双葉が一番遅いのです。では、ほかのところの失敗事例、成功事例いっぱいあるではないですか。それを精査する時間を使いながら、時間をかけても、ここまで来たら完璧にやるしかないのです。完璧って絶対ない

ので、完璧に近い、それに近いものを作ってほしいと私は願って、その時間軸の話をしました。

町長の答弁分かりますよ。実際立場的にはそうしなくてはならない。教育長もそうしなくてはならないと全部分かっているのですけれども、そこで、ひとついいものを造りたいから、その時間は、逆に言って、それを言ってもらったほうが町民の皆さんとか聞いている人は安心するのではないですか。いいものができるのだなと思ってもらったほうが私はいいと思いますけれども、そこら辺もう一度ご答弁お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

これは、教育長も言いましたように、12年もたってしまっている。我々にとっては、これは町民の皆さんは大変なご苦勞をされているというのを十分理解していますし、学校教育に関しても、もう気持ちのほうに焦っているというのが本来の姿です。これは予算の関係ですので年度内という言い方をしていますが、その部分は含みを持たせていただきたいと思います。例えば、そういうふうな状況にならない場合も想定したと言ったら、これまた皆さんからたたかれてしまうので、そういうことのないようになるべく年度内にやるという気持ちを持って、結果、これはちょっと延長してしまうということももしかしたらあるかもしれませんというふうな答弁にならざるを得ないと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、もう一度菅野議員の質問にお答えしますが、今町長からも答弁ありましたとおり、我々目標に向かって進めなくてはいけませんので、年度内というふうには言わせてもらいますが、完璧に近いものということで、議員のお気持ちは十分分かりますので、それに向けて今から設置検討委員会で喧々諤々やっていきますので、その途中経過も議会のほうには報告しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 教育費、ほかにありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） ただいまの同僚議員と同じ質問になってしまいますけれども、この検討委員会で、教育長もおっしゃいましたように、基本構想をしっかりと作り上げて、郡内でも最後の学校、帰還するという町になってしまったと思うので、教育長もおっしゃる、まちづくりは人づくり、人材育成。それで、昨年もイギリスのほうに視察にも行かれました。やはり世界に羽ばたく子供たちをこの学校、双葉で再開する学校で育てていただきたいというふうな思いがございます。これからはしっかりと教育長頑張ってくださいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時47分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長（伊藤哲雄君） 先ほどの岩本議員の質問に対する教育長の答弁の取消しをいたします。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問に対して教育長のほうから説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） それでは、先ほどの岩本議員の、私は激励の言葉ということで捉えております。議員のおっしゃるとおり、これから慎重にもしっかりやっておりますので、よろしく応援いただければと思います。

以上です。

(「すみません、休議」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 休議します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

◎発言の取消し

○議長(伊藤哲雄君) 討論の部分を取り消します。

○議長(伊藤哲雄君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第44号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第45号 令和5年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。議案第45号の賛否について投票ボタンを押してください。

（表 決）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

（賛成全員）

○議長（伊藤哲雄君） 賛成全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号の上程、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第20、選挙第1号 双葉町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行

います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

休議します。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

それでは、双葉町選挙管理委員会委員には、江井俊雄君、武内裕美君、今泉祐一君、森容昭君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を双葉町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました江井俊雄君、武内裕美君、今泉祐一君、森容昭君、以上の方が双葉町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、双葉町選挙管理委員会委員補充員には、横山壽君、八巻健雄君、渡邊勇君、齋藤厚子君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を双葉町選挙管理委員会の委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました横山壽君、八巻健雄君、渡邊勇君、齋藤厚子君、以上の方が双葉町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にし

たいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順位は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎陳情第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第21、陳情の審査報告を行います。

付託した陳情について、所管の委員長から報告願います。

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について報告願います。

総務教育常任委員長、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) 大変ご苦労さまでございます。総務教育常任委員会から報告いたします。

本定例会初日、当委員会に付託された「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、6月13日に委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

陳情の趣旨にあるように、幼稚園児などの就園、小中学生に対する学用品などの援助や通学支援などを行うこの被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちには学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

福島県では、今日においても多くの子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちも多いことから、引き続き就学支援は必要であり、この事業の継続を求めるべきであるとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、陳情の願意は妥当と認められるため、お手元に配付しました陳情審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第1号を採決いたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。陳情第1号について、委員長報告のとおり採択と決定することの賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第22、発委第1号 双葉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、岩本久人君。

(6番 岩本久人君登壇)

○6番(岩本久人君) 議会運営委員長、岩本でございます。発委第1号 双葉町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、議会議員が町に対し請負をすることが一定の額以内で認められたことを受け、請負をした議員については支払いを受けた額等の議長に対する報告を、議長については報告内容の公表をそれぞれ義務づけること等により請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため制定するものであります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発委第1号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第23、発議第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

4番、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) 発議第5号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

先ほど報告しましたとおり、幼稚園児などの就園支援、小中学生に対する学用品などの援助や通学支援などを行うこの被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちには学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。福島県では今でも多くの子供たちが県内外で避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちも多いことから、引き続きこの事業による就学支援は必要であります。このため、令和6年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書についてはお手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

なお、意見書の提出先は、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は押しボタン式投票によって行います。

お諮りします。発議第5号の賛否について投票ボタンを押してください。

(表 決)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を確定し、投票結果を表示します。

(賛成全員)

○議長(伊藤哲雄君) 賛成全員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第24、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第26、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(伊藤哲雄君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和5年第2回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後 零時15分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 山 根 辰 洋

署名議員 小 川 貴 永